

島根原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS-88 (改02)
提出年月日	2024年 1 月 2 5 日

島根原子力発電所 2号炉

有毒ガス発生時および

新たな有毒化学物質確認時における対応について

2024年1月
中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

目 次

島根原子力発電所保安規定の変更について

添付資料－1 新たな有毒化学物質確認時における対応について

添付資料－2 島根原子力発電所2号炉審査資料 原子炉設置変更許可 抜粋

添付資料－3 有毒ガス発生時に活動を行う要員について

添付資料－4 防液堤の施設管理について

島根原子力発電所保安規定の変更について

島根原子力発電所保安規定（以下、「保安規定」という。）を以下の通り変更する。

1. 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う発電用原子炉設置変更許可申請書記載事項の一部追加による変更。

平成29年5月1日に施行された実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則などにより、原子力発電所における中央制御室の運転員等に対する有毒ガス防護を求められたことに伴い、島根原子力発電用原子炉設置変更許可申請書の記載事項を一部追加した。

これに対応するため、原子炉施設内において有毒ガスを確認した場合の対応に関連する保安規定条文の追加、一部変更を行う。

- ・第3条（品質マネジメントシステム計画）
- ・第5条（保安に関する職務）
- ・第7条（原子力発電保安運営委員会）
- ・第9条（原子炉主任技術者の職務等）
- ・第14条（規定類の作成）
- ・第17条の5（有毒ガス発生時の体制の整備）
- ・第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）
- ・第77条（異常収束後の措置）
- ・第117条（所員への保安教育）
- ・添付2（火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準）
- ・添付3（重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準）

新たな有毒化学物質確認時における対応について

設置変更許可申請では、島根原子力発電所における有毒ガス発生時の影響評価を実施しており、敷地内外固定源に対しては、漏えい時の評価を実施し、2号炉中央制御室、緊急時対策所および重要操作地点において、各々の有毒ガス濃度の防護判断基準値に対する和が1を下回る（運転員等の対処能力が損なわれない）ことから、設置許可基準規則にて定義される「有毒ガス発生源」はなく、検出器および警報装置を設けなくとも、運転員等は、中央制御室等に一定期間とどまり、支障なく必要な措置をとるための操作を行うことができることを確認している。また、敷地内可動源に対しては、立会人等の確保、連絡体制の確保および中央制御室等への全面マスクの配備・着用手順の整備による防護措置を実施することとしている。

今後、評価条件が変更となる場合や新たな薬品を使用する場合には、以下に示す固定源・可動源の特定フロー等を基に、有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの適合性を確認し、必要に応じて防護措置を取ることを発電所の文書に定め、運用管理するものとする。

保安規定記載

添付2 7. 4手順書の整備

ア. 有毒ガス防護の確認に関する手順

(ア) 各課長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対して、(イ)項、(ウ)項およびウ. 項の実施により、重大事故等に対処する要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。

(イ) 課長（放射線管理）は、発電所敷地内および中央制御室等から半径10km近傍における新たな有毒化学物質および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。

(ウ) 各課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤について、適切に運用管理を実施する。

イ. 有毒ガス発生時の防護に関する手順

(ア) 当直長および各課長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調換気系および緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。

(イ) 各課長は、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用および防護具のバックアップ体制整備の対策を実施する。

ウ. 施設管理、点検

各課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

1. 発電所敷地内における固定源および可動源の確認

作業等で新たな有毒化学物質を取扱う場合および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等^{※1}の変更を行う場合は、当該化学物質が有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質であるか、現状の評価に影響を与えるものであるかの確認を図1に示す「作業等で取扱う新たな有毒化学物質等の評価フロー」により実施する。

確認の結果、固定源に該当すると判断した場合、必要により有毒ガス影響評価、防護措置の検討および防護措置を実施^{※2}する。

可動源に該当すると判断した場合には、必要な防護措置を実施のうえ作業を実施する。

- ※1 性状、貯蔵状況等とは、化学物質の濃度、揮発性、エアロゾル化の有無、化学物質の貯蔵量、建物内での保管、換気量、ボンベ保管を示す。
- ※2 固定源に対する有毒ガス影響評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を超過する場合には、防護措置の検討結果を踏まえ、再度有毒ガス影響評価を行い、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るまで防護措置の検討および防護措置の実施を繰り返した後、作業等を行う。

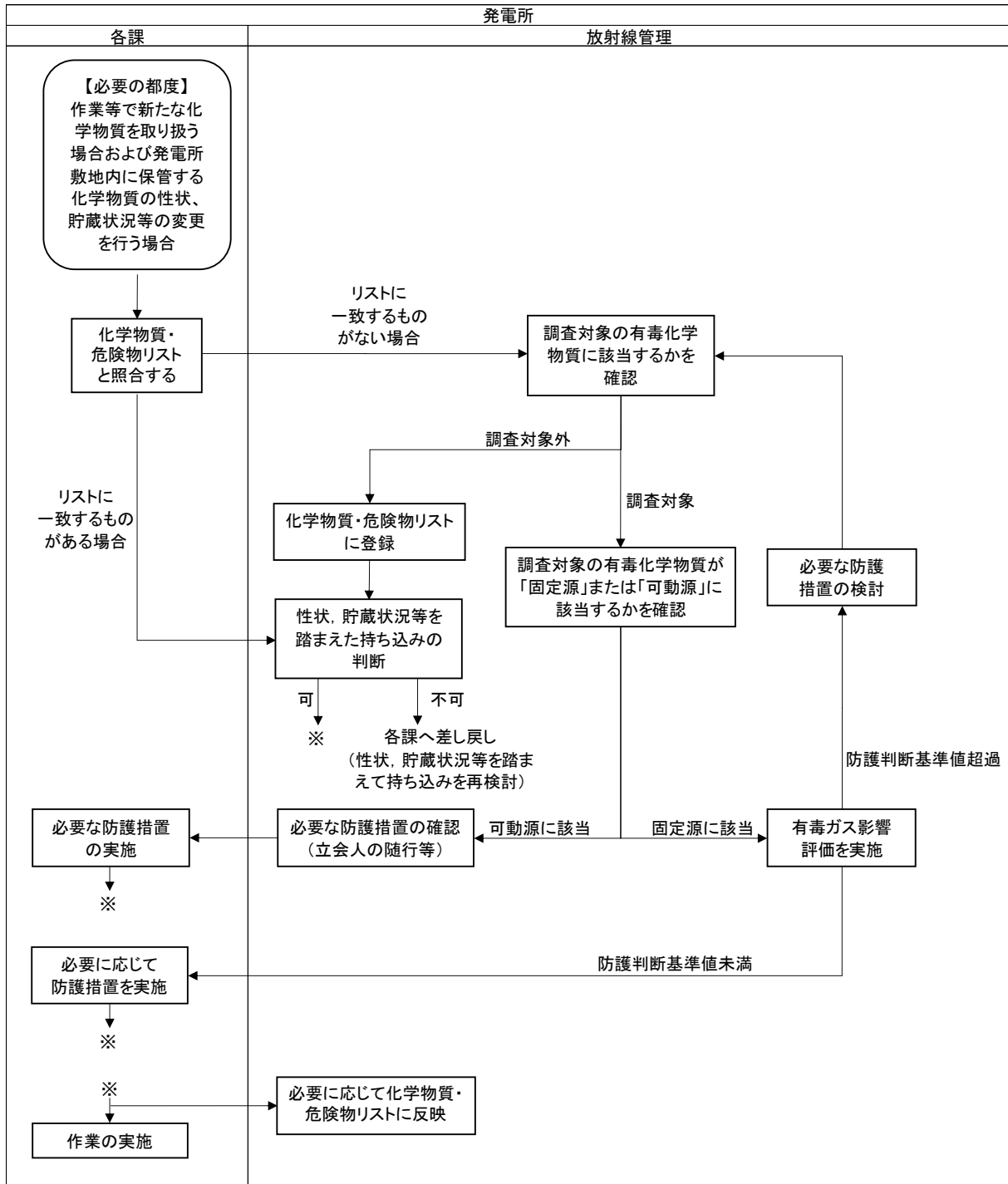


図1 作業等で取扱う新たな有毒化学物質等の評価フロー

2. 発電所敷地外における固定源の確認

1回/5年の頻度で中央制御室等から半径 10km 近傍の範囲における新たな固定源の設置状況について調査を関係省庁に依頼し、新たな固定源の設置の有無、既存の固定源での現状の評価に影響を与えるような性状、貯蔵状況等の変更の有無の確認を図2に示す「発電所敷地外の固定源評価フロー」により実施し、必要により有毒ガス影響評価、防護措置の検討および防護措置を実施する。

また、これに限らず、当該範囲において新たな固定源の設置、既存の固定源での現状の評価に影響を与えるような性状、貯蔵状況等の変更に関する情報を入手した場合には、必要により有毒ガス影響評価、防護措置の検討および防護措置を実施する。

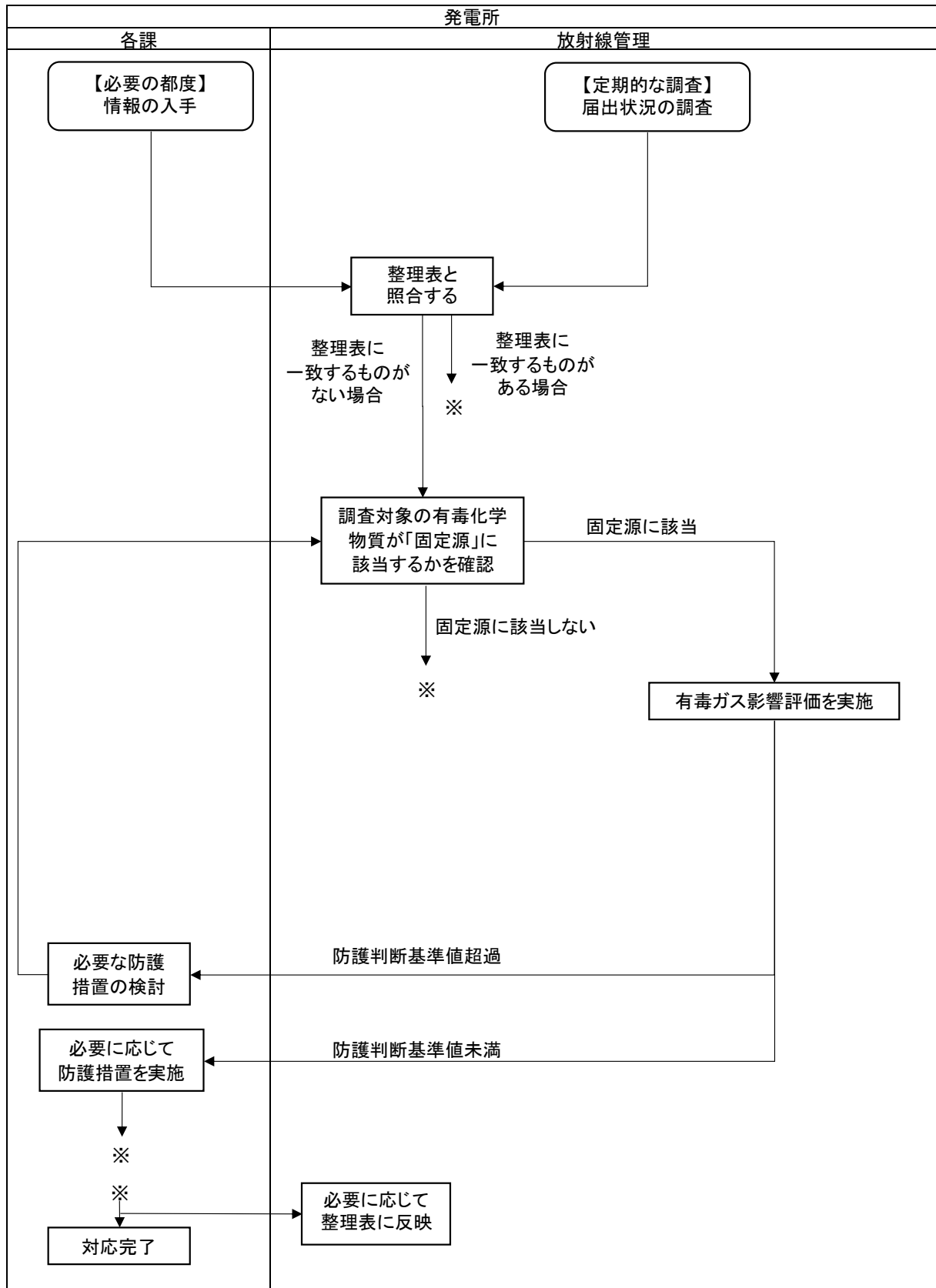


図2 発電所敷地外の固定源評価フロー

3. 敷地内可動源から発生する有毒ガスに対する防護

敷地内可動源に対しては、評価によらず防護措置を実施することとしており、受入等作業において可動源が発電所敷地内に入構する場合には、有毒ガス発生を速やかに検知できるよう、可動源に立会人を随行させる。立会人は化学薬品の管理に関する教育訓練を受けたものをあて、全面マスク等、必要な防護具を携行させる。

なお、敷地内可動源として特定された薬品タンクローリー等は原則平日通常勤務時間帯に発電所構内に入構すること、また、発電所において重大事故等が発生した場合には、既に入構している可動源は敷地外に避難させ、新たな可動源は発電所構内に入構させないこととする。

島根原子力発電所 2号炉 審査資料	
資料番号	EP-079 改 13
提出年月日	令和3年9月6日

島根原子力発電所 2号炉

中央制御室，緊急時対策所及び
重大事故等対処上
特に重要な操作を行う地点の
有毒ガス防護について

令和3年9月
中国電力株式会社

本資料のうち，枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

<目次>

1. 評価概要
2. 有毒ガス防護に係る妥当性確認の流れ
3. 評価に当たって行う事項
 - 3.1 固定源及び可動源の調査
 - 3.1.1 敷地内固定源
 - 3.1.2 敷地内可動源
 - 3.1.3 敷地外固定源
 - 3.2 有毒ガス防護判断基準値の設定
4. 対象発生源特定のためのスクリーニング評価
 - 4.1 スクリーニング評価対象物質の設定（種類、貯蔵量及び距離）
 - 4.2 有毒ガスの発生事象の想定
 - 4.3 有毒ガスの放出の評価
 - 4.4 大気拡散及び濃度の評価
 - 4.4.1 原子炉制御室等外評価点
 - 4.4.2 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度評価
 - 4.4.3 運転・対処要員の吸気中の濃度評価
 - 4.4.3.1 敷地内固定源及び敷地外固定源
 - 4.4.3.2 敷地内可動源
 - 4.5 対象発生源の特定
5. 有毒ガス防護に対する妥当性の判断
 - 5.1 対象発生源がある場合の対策
 - 5.1.1 スクリーニング評価結果を踏まえて行う対策
 - 5.1.1.1 敷地内可動源に対する対策
 - 5.2 予期せず発生する有毒ガスに関する対策
 - 5.2.1 防護具等の配備等
 - 5.2.2 通信連絡設備による伝達
 - 5.2.3 敷地外からの連絡
6. まとめ

別紙 1	ガイドに対する適合性説明資料
別紙 2	調査対象とする有毒化学物質について
別紙 3	敷地外固定源の特定に係る調査対象法令の選定について
別紙 4-1	固定源と可動源について
別紙 4-2	固体あるいは揮発性が乏しい液体の取り扱いについて
別紙 4-3	有毒ガス評価に係る高圧ガス容器（ボンベ）に貯蔵された液化石油ガス（プロパンガス）の取り扱いについて
別紙 4-4	圧縮ガスの取り扱いについて
別紙 4-5	有毒ガス評価に係る建物内有毒化学物質の取り扱いについて
別紙 4-6	密閉空間で人体影響を考慮すべきものの取り扱いについて
別紙 4-7-1	島根原子力発電所の固定源整理表
別紙 4-7-2	島根原子力発電所の可動源整理表
別紙 4-8	調査対象外とした有毒化学物質について
別紙 4-9	化学除染で使用する薬液の取り扱いについて
別紙 5	他の有毒化学物質等との反応により発生する有毒ガスの考慮について
別紙 6	重要操作地点の選定フロー
別紙 7	受動的に機能を発揮する設備について
別紙 8	有毒化学物質の物性値について
別紙 9	有毒ガス影響評価に使用する気象条件について
別紙10-1	選定した解析モデル（ガウスプルームモデル）の適用性について
別紙10-2	原子炉施設周辺の建物影響による拡散の影響について
別紙11-1	敷地内可動源に対する有毒ガスの発生の検出のための実施体制及び手順
別紙11-2	敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る実施体制及び手順
別紙11-3	敷地内可動源に対する有毒化学物質の処理等の措置に係る実施体制及び手順
別紙12-1	予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施体制及び手順
別紙12-2	予期せず発生する有毒ガス防護に係るバックアップの供給体制について
別紙13	発電所構内の要員への影響について
別紙14	有毒ガス防護に係る規則等への適合性について

5. 有毒ガス防護に対する妥当性の判断

島根原子力発電所において、中央制御室及び緊急時対策所の防護対象となる運転・対処要員の対処能力が著しく損なわれないように、有毒ガス防護対策を以下のとおり実施する。

5.1 対象発生源がある場合の対策

5.1.1 スクリーニング評価結果を踏まえて行う対策

「4. 対象発生源特定のためのスクリーニング評価」において、敷地内外の固定源に対して評価をした結果、特定された対象発生源はない。

従って、対象発生源は、スクリーニング評価を行わず、対策を実施することとした敷地内可動源に限定されることから、敷地内可動源に対して中央制御室の運転員及び緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下「運転・指示要員」という。）に対して必要な対策を実施する。

5.1.1.1 敷地内可動源に対する対策

敷地内可動源からの有毒ガスの発生が及ぼす影響により、運転・指示要員の対処能力が著しく損なわれないように、中央制御室及び緊急時対策所の運転・指示要員に対して、以下の対策を実施する。

なお、対策の実施にあたり、敷地内可動源として特定された薬品タンクローリー等は原則平日通常勤務時間帯に発電所構内に入構すること、また、発電所において重大事故等が発生した場合には、既に入構している可動源は敷地外に避難させ、新たな可動源は発電所構内に入構させないこととする。

(1) 有毒ガスの発生の検出

敷地内可動源に対する有毒ガスの発生の検出のための実施体制を別紙 11-1 のとおり整備する。

敷地内可動源である薬品タンクローリー等からの有毒化学物質の漏えいは、発電所敷地内の移動経路の何れの場所でも発生しうるため、有毒ガスの発生の検出は、人の認知によることとする。

従って、「3.1.2 敷地内可動源」にて特定した敷地内可動源が発電所構内に入構する場合は、発電所員（薬品受入作業をする担当課員）が発電所入構から薬品タンク等への受入完了まで随行・立会することで、速やかな有毒ガスの発生の検出を可能とする。

(2) 通信連絡設備による伝達

敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る連絡体制及び手順を別紙 11-2 のとおり整備する。

薬品タンクローリー等からの有毒化学物質の漏えいが発生し、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、敷地内可動源に随行・立会している発電

所員から速やかに中央制御室の当直長に通信連絡設備等を用いて連絡する。

当直長は、緊急時対策所に緊急時対策本部が設置されている場合は、通信連絡設備等を用いて本部長に有毒ガスの発生による異常を検知したことを連絡する。

通信連絡設備は、現在申請中の新規規制基準適合性審査における方針に従い、設計、設置することにより設置許可基準規則（設置許可基準規則第 35 条、第 62 条）への適合性を図る。

設置許可基準規則第 35 条、第 62 条の通信連絡設備は、以下の設計方針とすることとしており、有毒ガスが発生した場合に当該設備を使用しても、基準適合性審査に影響を与えるものではない。

- ・設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建物、タービン建物等の建物内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる設備として、所内通信連絡設備（警報装置含む）、電力保安通信用電話設備、有線式通信設備、無線通信設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。
- ・重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。

重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）として、衛星電話設備、無線通信設備及び有線式通信設備を設置又は保管する設計とする。衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）及び無線通信設備のうち無線通信設備（携帯型）は、緊急時対策所に保管する設計とする。

有線式通信設備は、廃棄物処理建物 1 階（中央制御室付近）に保管する設計とする。

衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び無線通信設備のうち無線通信設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用可能な設計とする。

(3) 防護措置

1) 換気空調設備の隔離及び防護具等の配備

中央制御室及び緊急時対策所の運転・指示要員に対して、敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る実施体制及び手順を、別紙 11-2 のとおり整備する。また、第 5.1.1.1-1 表に示す通り、全面マスクを配備する。

当直長は、敷地内可動源から有毒ガスの発生による異常の連絡を受けた場合は、速やかに中央制御室の換気空調設備を隔離するとともに、運転員に全面マスクの着用を指示する。また、緊急時対策所に緊急時対策本部が設置されている場合は、本部長に敷地内可動源から有毒ガスの発生による異常の連

絡をする。敷地内可動源から有毒ガスの発生による異常の連絡を受けた本部長は、外気を取り込まないように速やかに緊急時対策所の換気空調設備を隔離するとともに、緊急時対策本部要員（指示要員）に全面マスクの着用を指示する。

中央制御室及び緊急時対策所の換気空調設備を隔離した場合は、酸素濃度計や二酸化炭素濃度計を用いて酸素濃度及び二酸化炭素濃度を監視する。さらに、敷地内可動源からの有毒ガスの発生による異常が終息した場合は、速やかに外気取入れを再開する。

第 5.1.1.1-1 表 全面マスクの配備（運転・指示要員）

防護対象者	要員数	全面マスク数量	配備場所
運転員	9 人	9 個	中央制御室
緊急時対策本部要員 (指示要員)	49 人	49 個	緊急時対策所

2) 敷地内の有毒化学物質の処理等の措置

敷地内の有毒化学物質が漏えいし、有毒ガスの発生による異常が発生した場合の敷地内可動源に対する有毒化学物質の処理等の措置に係る実施体制及び手順を別紙 11-3 のとおり整備する。

終息活動は、立会人等のもと、終息活動要員（発電所構内に勤務している要員（協力会社社員含む））が実施する体制とする。

また、第 5.1.1.1-2 表に示す通り、防護具を配備する。

表 5.1.1.1-2 表 防護具の配備（終息活動要員用）

防護対象者	要員数	防護具数量	配備場所
終息活動要員	3 人	<ul style="list-style-type: none"> ・化学防護手袋 ・化学防護長靴 ・全面マスク ・吸収缶（塩酸対応用） 3 セット	終息活動要員 待機場所

5.2 予期せず発生する有毒ガスに関する対策

予期せず発生する有毒ガスが及ぼす影響により、中央制御室の運転員及び緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う要員（以下「運転・初動要員」という。）の対処能力が著しく損なわれることがないように、運転・初動要員に対して、以下の対策を実施する。

5.2.1 防護具等の配備等

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対して、必要人数分の酸素呼吸器を配備する。

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対して、予期せず発生する有毒ガスからの防護のための実施体制及び手順を整備する。

酸素ボンベについては、酸素呼吸器を1人当たり6時間使用するために必要となる数量を配備する。

さらに、予期せず発生する有毒ガスに対し、継続的な対応が可能となるよう、バックアップの供給体制を整備する。

(1) 必要人数分の酸素呼吸器の配備

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対して、予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、第5.2.1-1表に示す、必要となる酸素呼吸器の数量を確保し、所定の場所に配備する。

第5.2.1-1表 酸素呼吸器の配備

防護対象者	要員数	酸素呼吸器数量	配備場所
運転員	9人	9個	中央制御室
指示者，連絡責任者，連絡担当者	5人	5個	緊急時対策所

(2) 一定量の酸素ボンベの配備

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対して、予期せず発生する有毒ガスから、一定期間防護が可能となるよう、第5.2.1-2表に示す、必要となる酸素ボンベの数量を確保し、所定の場所に配備する。

第5.2.1-2表 酸素ボンベの配備

防護対象者	要員数	酸素ボンベ数量 ^{※1}	配備場所
運転員	9人	9本	中央制御室
指示者，連絡責任者，連絡担当者	5人	5本	緊急時対策所

※1 有毒ガス防護に係る影響評価ガイドに基づき、1人当たり酸素呼吸器を6時間使用するのに必要となる酸素ボンベの数量を設定（別紙12-1参照）

(3) 防護のための実施体制及び手順

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対して、予期せず発生する有毒ガスからの防護に係る実施体制及び手順を別紙 12-1 のとおり整備する。

(4) バックアップの供給体制の整備

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対して、予期せぬ有毒ガスの発生が継続した場合を考慮し、継続的な対応が可能となるよう、敷地外からの酸素ボンベバックアップの供給体制を、別紙 12-2 のとおり整備する。

5.2.2 通信連絡設備による伝達

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対して、予期せぬ有毒ガスの発生を知らせるための実施体制及び手順を別紙 12-1 のとおり整備する。

敷地外からの連絡があった場合、又は敷地内で異臭等の異常が確認された場合には、これらの異常の内容を中央制御室の当直長に通信連絡設備等を用いて連絡をする。

当直長は、緊急時対策所に緊急時対策本部が設置されている場合は、通信連絡設備等を用いて緊急時対策本部の指示者に有毒ガスの発生による異常を連絡する。

なお、通信連絡設備は、可動源の対応同様に、現在申請中の新規制基準適合性審査における方針に従い、設計、設置することにより設置許可基準規則（設置許可基準規則第 35 条、第 62 条）への適合性を図る。

5.2.3 敷地外からの連絡

敷地外から有毒ガスの発生に係る情報を入手した場合に、中央制御室の当直長に対して、敷地外の予期せぬ有毒ガスの発生を知らせるための仕組みについては、「5.2.2 通信連絡設備による伝達」の手順及び実施体制と同様である。

6. まとめ

有毒ガス防護に関する規制改正をうけ、島根原子力発電所2号炉における有毒ガス発生時の影響評価を実施した。

評価手法は、「有毒ガス防護に係る評価ガイド」を参照し、評価結果に基づいた防護措置を行うこととした。

評価にあたり、島根原子力発電所内外の有毒化学物質を特定し、防護判断基準値を設定した。

固定源に対しては、漏えい時の評価を実施し、中央制御室の外気取入口等の評価地点において、各々の有毒ガス濃度の防護判断基準値に対する和が、1を下回る（運転員等の対処能力が損なわれないこと）ことから、設置許可基準規則にて定義される「有毒ガス発生源」はなく、検出器及び警報装置を設けなくとも、運転員等は、中央制御室等に一定期間とどまり、支障なく必要な措置をとるための操作を行うことができることを確認した。

敷地内可動源に対しては、立会人等の確保、連絡体制の確保及び中央制御室等への全面マスクの配備・着用手順の整備による防護措置を実施することで、中央制御室の運転員等の対処能力が著しく損なわれないことを確認した。

その他対応として、予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため酸素呼吸器の配備、着用の手順及び体制を整備し、酸素呼吸器の補給に係るバックアップ体制を整備することとした。また、有毒ガスの確認時の通信連絡設備の手順についても整備することとした。

今後、評価条件が変更となる場合や新たな薬品を使用する場合には、固定源・可動源の特定フロー等をもとに、有毒ガス影響評価ガイドへの適合性を確認し、必要に応じて防護措置を取ることを発電所の文書に定め、運用管理するものとする。

以上のことから、有毒ガス防護に係る設置許可基準規則に適合していることを確認した。有毒ガス防護に係る規則等への適合性を別紙14に示す。

第1表 島根原子力発電所の固定源整理表(敷地内 タンク類)(1/7)

令和元年12月末時点

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
亜硝酸 ナトリウム	1号炉 原子炉建物	薬品添加タンク	40%	0.17m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
	2号炉 原子炉建物	原子炉補機冷却 系薬品添加タンク	40%	0.17m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
	3号炉 サービス建物	サービス建物防 食剤注入タンク	40%	0.05m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
亜硫酸 ナトリウム	所内ボイラー・純 水装置建物	亜硫酸ソーダ溶 解槽	10%	0.35m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
エチレン グリコール	2号炉 廃棄物処理建物	排ガス処理系グ リコールタンク	30%	0.8m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	3号炉 タービン建物	気体廃棄物処理 系グリコールタ ンク	30%	1.2m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
塩酸	屋外(1号館管理 事務所西側)	排水中和用塩酸 タンク	35%	0.3m ³	○	-	×	×	×	×	対象
	屋外(純水装置建 物西側)	塩酸貯槽	20%	3m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
五ほう酸 ナトリウム	1号炉 原子炉建物	液体ボイゾン貯 蔵タンク	14.6%	9.7m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
	2号炉 原子炉建物	ほう酸水貯蔵タ ンク	14.6%	23.2m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
	3号炉 原子炉建物	ほう酸水貯蔵タ ンク	14.6%	28.7m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
酸素	屋外(1号炉北側 ヤード)	液体酸素貯槽	-	19 m ³	○	-	○	-	-	-	-
次亜塩素酸 ナトリウム	屋外(1号取水 槽)	1号機電解液受 槽	0.08%	22m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	屋外(1号取水 槽)	2号機電解液受 槽	0.053%	9m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	屋外(海水電解装 置エリア)	脱気槽	0.084%	9.3m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
水酸化 カリウム	屋外(3号機補助 ボイラー建物エ リア)	補助ボイラー補 機冷却水薬注装 置(タンク)	5%	0.05m ³	×※1	×	-	-	-	-	-

a:ガス化する(※1:固体又は固体を溶かした水溶液, ※2:揮発性が乏しい液体)

b:エアロゾル化する

1:ポンプ等に保管されている

2:試薬類であるか

3:屋内に保管されている

4:開放空間での人体への影響がない

第1表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地内 タンク類）（2/7）

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
水酸化ナトリウム	1号炉 廃棄物処理建物	1号機 薬品添加 タンク	25%	1m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
	3号炉 廃棄物処理建物	中和装置 苛性ソーダ タンク	25%	0.15m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
	屋外(1号館管理 事務所西側)	苛性ソーダ貯蔵 タンク	25%	26m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
	屋外(1号館管理 事務所西側)	排水中和用 苛性 ソーダタンク	25%	0.1m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
	所内ボイラー・純 水装置建物	苛性ソーダ計量 槽	25%	0.7m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
	屋外(3号機補助 ボイラー建物エ リア)	補助ボイラー排 水 pH調整用ア ルカリ貯槽	20%	0.12m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
	屋外(3号機補助 ボイラー建物エ リア)	補助ボイラー補 機冷却水薬注装 置(タンク)	5%	0.05m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
	2号炉 原子炉建物	薬液タンク	25%	5m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
	3号機補助ボイ ラー建物	補助ボイラー (A) 高圧薬注装 置薬注タンク	0.14%	0.2m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
3号機補助ボイ ラー建物	補助ボイラー (B) 高圧薬注装 置薬注タンク	0.14%	0.2m ³	×※1	×	-	-	-	-	-	
ヒドラジン	所内ボイラー・純 水装置建物(3 号)	濃縮ヒドラジン タンク	10%	0.1m ³	○	-	×	×	○	-	-
	所内ボイラー・純 水装置建物(3 号)	ヒドラジント ンク	5.3%	0.2m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	所内ボイラー・純 水装置建物(4 号)	ヒドラジン・モ ルホリント ンク	6.4%	0.2m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	3号機補助ボイ ラー建物	補助ボイラー低 圧薬注装置薬注 タンク	21%	0.2m ³	○	-	×	×	○	-	-

a:ガス化する(※1:固体又は固体を溶かした水溶液, ※2:揮発性が乏しい液体)

b:エアロゾル化する

1:ポンベ等に保管されている

2:試薬類であるか

3:屋内に保管されている

4:開放空間での人体への影響がない

第1表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地内 タンク類）（3 / 7）

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
ポリエチレンイミン	1号炉廃棄物処理建物	1号機 陽イオンフロック混合タンク	30%	0.03m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
	2号炉廃棄物処理建物	2号機 陽イオンフロックタンク	30%	0.04m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
モリブデン酸ナトリウム	サイトバンカ建物	サイトバンカ薬注タンク内	10%	0.1m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
モルホリン	所内ボイラー・純水装置建物（3号）	ヒドラジンタンク	0.7%	0.2m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	所内ボイラー・純水装置建物（4号）	ヒドラジン・モルホリンタンク	0.8%	0.2m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	3号機補助ボイラー建物	補助ボイラー低圧薬注装置薬注タンク	0.11%	0.2m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
硫酸	1号水ろ過装置建物	1号硫酸貯槽	30%	0.3m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	1号炉廃棄物処理建物	1号機 薬品添加タンク	10%	1m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	2号炉廃棄物処理建物	2号機 硫酸添加タンク	10%	0.2m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	所内ボイラー・純水装置建物	硫酸計量槽	98%	0.12m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	所内ボイラー・純水装置建物	硫酸希釈槽	30%	0.9m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	屋外（1号館管理事務所西側）	硫酸貯蔵タンク	98%	6m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	屋外（1号炉排気筒下）	硫酸貯蔵タンク	98%	6m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	屋外（補助ボイラー建物エリア）	補助ボイラー排水pH調整用酸貯槽	20%	0.2m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
硫酸第一鉄	屋外（2号取水槽）	2号機鉄イオン溶解タンク	-	17.33m ³	×※1	×	-	-	-	-	-

a : ガス化する（※1 : 固体又は固体を溶かした水溶液, ※2 : 揮発性が乏しい液体）

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

第1表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地内 タンク類）（4 / 7）

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
リン酸二水素 ナトリウム	1号炉 廃棄物処理建物	廃棄物処理設備 インヒビタ添加 タンク	6.25%	1.5m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
	2号炉 廃棄物処理建物	ランドリ・ドレン インヒビタ添加 タンク	6.25%	0.15m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
	2号炉 廃棄物処理建物	液体廃棄物処理 系インヒビタ添 加タンク	2.36%	1.3m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
	3号炉 廃棄物処理建物	インヒビタ添加 タンク	98%	0.2m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
リン酸三 ナトリウム	3号機補助ボイ ラー建物	補助ボイラー (A) 高圧薬注装 置薬注タンク	0.17%	0.2m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
	3号機補助ボイ ラー建物	補助ボイラー (B) 高圧薬注装 置薬注タンク	0.17%	0.2m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
リン酸苛性 混液	所内ボイラー・純 水装置建物（3 号）	リン酸苛性混液 タンク	0.5%	0.2m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
	所内ボイラー・純 水装置建物（4 号）	リン酸苛性混液 タンク	0.5%	0.2m ³	×※1	×	-	-	-	-	-
軽油	2号炉 原子炉建物	2号機A-デイ タンク	-	16m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	2号炉 原子炉建物	2号機B-デイ タンク	-	16m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	2号炉 原子炉建物	2号機H-デイ タンク	-	9 m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	2号炉 原子炉建物	2号機燃料ドレ ン受缶	-	0.77m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	3号炉 原子炉建物	非常用ディーゼ ル発電設備燃料 デイタンク (A)	-	16m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	3号炉 原子炉建物	非常用ディーゼ ル発電設備燃料 デイタンク (B)	-	16m ³	×※2	×	-	-	-	-	-

a : ガス化する (※1 : 固体又は固体を溶かした水溶液, ※2 : 揮発性が乏しい液体)

b : エアロゾル化する

1 : ポンプ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

第1表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地内 タンク類）（5 / 7）

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
軽油	3号炉 原子炉建物	非常用ディーゼル 発電設備燃料ダイ タンク（C）	—	16m ³	×※2	×	—	—	—	—	—
	3号炉 原子炉建物	非常用ディーゼル 発電設備燃料油ド レンタンク（A）	—	0.184m ³	×※2	×	—	—	—	—	—
	3号炉 原子炉建物	非常用ディーゼル 発電設備燃料油ド レンタンク（B）	—	0.184m ³	×※2	×	—	—	—	—	—
	3号炉 原子炉建物	非常用ディーゼル 発電設備燃料油ド レンタンク（C）	—	0.184m ³	×※2	×	—	—	—	—	—
	ガスタービン発 電機建物	2号—ガスタービ ン発電機用サービ スタンク	—	7.51m ³	×※2	×	—	—	—	—	—
	ガスタービン発 電機建物	予備—ガスタービ ン発電機用サービ スタンク	—	7.51m ³	×※2	×	—	—	—	—	—
	ガスタービン発 電機建物	3号—ガスタービ ン発電機用サービ スタンク	—	7.51m ³	×※2	×	—	—	—	—	—
	免震重要棟	A—燃料小出槽	—	0.461m ³	×※2	×	—	—	—	—	—
	免震重要棟	B—燃料小出槽	—	0.461m ³	×※2	×	—	—	—	—	—
	屋外（免震重要棟 燃料地下タンク 東側）	A—ガスタービン 燃料地下タンク	—	45m ³	×※2	×	—	—	—	—	—
	屋外（免震重要棟 燃料地下タンク 南側）	B—ガスタービン 燃料地下タンク	—	45m ³	×※2	×	—	—	—	—	—
	屋外（1号取水 槽）	1号機ディーゼル 地下タンク（A）	—	46m ³	×※2	×	—	—	—	—	—
	屋外（1号取水 槽）	1号機ディーゼル 地下タンク（B）	—	46m ³	×※2	×	—	—	—	—	—
	屋外（2号取水 槽）	2号機ディーゼル 地下タンク（A）	—	170m ³	×※2	×	—	—	—	—	—
	屋外（2号取水 槽）	2号機ディーゼル 地下タンク（B）	—	170m ³	×※2	×	—	—	—	—	—
	屋外（2号取水 槽）	2号機ディーゼル 地下タンク（H）	—	170m ³	×※2	×	—	—	—	—	—

a：ガス化する（※1：固体又は固体を溶かした水溶液，※2：揮発性が乏しい液体）

b：エアロゾル化する

1：ポンプ等に保管されている

2：試薬類であるか

3：屋内に保管されている

4：開放空間での人体への影響がない

第1表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地内 タンク類）（6 / 7）

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
軽油	屋外(2号CSTタンク南)	2号 燃料貯蔵タンク (B-1)	-	113m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	屋外(2号CSTタンク南)	2号 燃料貯蔵タンク (B-2)	-	113m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	屋外(2号CSTタンク南)	2号 燃料貯蔵タンク (B-3)	-	113m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	屋外(44m盤GTGエリア)	2号-ガスタービン発電機用軽油タンク	-	560m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	屋外(44m盤GTGエリア)	3号-ガスタービン発電機用軽油タンク	-	560m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	屋外 (R/B南東ヤード)	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク (A-1)	-	104m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	屋外 (R/B南東ヤード)	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク (A-2)	-	104m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	屋外 (R/B南東ヤード)	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク (A-3)	-	104m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	屋外 (R/B南東ヤード)	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク (A-4)	-	104m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	屋外 (R/B南東ヤード)	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク (B-1)	-	104m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	屋外 (R/B南東ヤード)	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク (B-2)	-	104m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	屋外 (R/B南東ヤード)	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク (B-3)	-	104m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	屋外 (R/B南東ヤード)	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク (B-4)	-	104m ³	×※2	×	-	-	-	-	-
	屋外 (R/B南東ヤード)	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク (C-1)	-	104m ³	×※2	×	-	-	-	-	-

a : ガス化する (※1 : 固体又は固体を溶かした水溶液, ※2 : 揮発性が乏しい液体)

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

第1表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地内 タンク類）（7 / 7）

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
軽油	屋外（R/B南東ヤード）	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク（C-2）	—	104m ³	×※2	×	—	—	—	—	—
	屋外（R/B南東ヤード）	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク（C-3）	—	104m ³	×※2	×	—	—	—	—	—
	屋外（R/B南東ヤード）	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク（C-4）	—	104m ³	×※2	×	—	—	—	—	—

a：ガス化する（※1：固体又は固体を溶かした水溶液，※2：揮発性が乏しい液体）

b：エアロゾル化する

1：ポンペ等に保管されている

2：試薬類であるか

3：屋内に保管されている

4：開放空間での人体への影響がない

第2表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地内 ボンベ）（1 / 4）

令和元年12月末時点

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
炭酸ガス	2号炉 廃棄物処理建物	ガスボンベ	—	55kg×69本 0.65kg×40本	○	—	○	—	—	—	—
	固体廃棄物貯蔵所 D棟ボンベ庫	ガスボンベ	—	55kg×175本	○	—	○	—	—	—	—
	2号炉 原子炉建物	ガスボンベ	—	0.65kg×66本	○	—	○	—	—	—	—
	2号炉第1ベント フィルタ格納槽他 固定式消火設備用 ボンベ庫	ガスボンベ	—	0.65kg×3本	○	—	○	—	—	—	—
	2号炉 タービン建物	ガスボンベ	—	0.65kg×14本	○	—	○	—	—	—	—
	2号炉 排気筒モニター建 物	ガスボンベ	—	0.65kg×1本	○	—	○	—	—	—	—
	1号炉 制御室建物	ガスボンベ	—	0.65kg×4本	○	—	○	—	—	—	—
	サイトバンカ建物	ガスボンベ	—	0.65kg×7本	○	—	○	—	—	—	—
	空コンテナ保管倉 庫	ガスボンベ	—	0.65kg×1本	○	—	○	—	—	—	—
	固体廃棄物貯蔵所 B棟	ガスボンベ	—	0.65kg×2本	○	—	○	—	—	—	—
	固体廃棄物貯蔵所 C棟ボンベ庫	ガスボンベ	—	0.65kg×2本	○	—	○	—	—	—	—
	固体廃棄物貯蔵所 D棟ボンベ庫	ガスボンベ	—	0.65kg×1本	○	—	○	—	—	—	—
	1号炉 原子炉建物	ガスボンベ	—	45kg×40本 1kg×2本	○	—	○	—	—	—	—
	1号炉 タービン建物	ガスボンベ	—	45kg×46本 1kg×4本	○	—	○	—	—	—	—
	3号炉 原子炉建物	ガスボンベ	≥99.5%	55kg×73本 0.65kg×8本	○	—	○	—	—	—	—
	3号炉 タービン建物	ガスボンベ	≥99.5%	55kg×51本 0.65kg×5本	○	—	○	—	—	—	—
	ガスタービン発電 機建物	ガスボンベ	—	0.65kg×14本	○	—	○	—	—	—	—

- a:ガス化する
- b:エアロゾル化する
- 1:ボンベ等に保管されている
- 2:試薬類であるか
- 3:屋内に保管されている
- 4:開放空間での人体への影響がない

第2表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地内 ボンベ）（2/4）

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
炭酸ガス	緊急時対策所	ガスボンベ	—	0.65kg × 3本	○	—	○	—	—	—	—
	通信棟	ガスボンベ	—	0.65kg × 2本	○	—	○	—	—	—	—
	ガスタービン発電設備建物	ガスボンベ	≥99.5%	0.65kg × 7本	○	—	○	—	—	—	—
	3号ガスボンベ庫	ガスボンベ	≥99.5%	30kg × 40本	○	—	○	—	—	—	—
	1号水素ボンベ庫	ガスボンベ	—	30kg × 40本	○	—	○	—	—	—	—
	2号水素ボンベ庫	ガスボンベ	—	30kg × 30本	○	—	○	—	—	—	—
ハロン 1301	2号炉 原子炉建物	ガスボンベ	—	75kg × 407本 65kg × 49本 50kg × 1本 25kg × 4本 20kg × 2本 15kg × 7本	○	—	○	—	—	—	—
	2号炉 タービン建物	ガスボンベ	—	75kg × 50本 50kg × 4本 16kg × 5本 15kg × 1本	○	—	○	—	—	—	—
	2号炉 排気筒モニター建物	ガスボンベ	—	50kg × 2本	○	—	○	—	—	—	—
	2号炉 廃棄物処理建物	ガスボンベ	—	75kg × 71本 50kg × 4本 65kg × 9本	○	—	○	—	—	—	—
	1号炉 制御室建物	ガスボンベ	—	75kg × 3本 65kg × 9本	○	—	○	—	—	—	—
	2号第1ベントフ ィルタ格納槽他固 定式消火設備用ボ ンベ庫	ガスボンベ	—	75kg × 8本 15kg × 1本	○	—	○	—	—	—	—
	サイトバンカ建物	ガスボンベ	—	50kg × 85本 15kg × 1本 10kg × 1本	○	—	○	—	—	—	—
	空コンテナ保管倉 庫	ガスボンベ	—	75kg × 15本	○	—	○	—	—	—	—
	固体廃棄物貯蔵所 B棟	ガスボンベ	—	75kg × 39本	○	—	○	—	—	—	—
	固体廃棄物貯蔵所 C棟消火用ボンベ 庫	ガスボンベ	—	75kg × 32本	○	—	○	—	—	—	—
	ガスタービン発電 機建物	ガスボンベ	—	60kg × 51本	○	—	○	—	—	—	—

- a: ガス化する
- b: エアロゾル化する
- 1: ボンベ等に保管されている
- 2: 試薬類であるか
- 3: 屋内に保管されている
- 4: 開放空間での人体への影響がない

第2表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地内 ボンベ）（3/4）

有毒化学 物質名	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒 ガス 判断		調査対象整理				調 査 対 象
					a	b	1	2	3	4	
ハロン 1301	緊急時対策所	ガスボンベ	—	75kg × 9本 60kg × 1本 25kg × 1本	○	—	○	—	—	—	—
	通信棟	ガスボンベ	—	75kg × 2本 30kg × 1本	○	—	○	—	—	—	—
プロパン	サイトバンカ建物	ガスボンベ	100%	13.4L × 1本	○	—	○	—	—	—	—
	所内ボイラー・純水 装置建物補助ボイラ ープロパンガスボン ベ庫	ガスボンベ	100%	50kg × 6本	○	—	○	—	—	—	—
混合ガス (ブタン +プロパ ン)	訓練センター1号館	ガスボンベ	37% 63%	170g × 1本	○	—	○	—	—	—	—
			30% 70%	350g × 2本	○	—	○	—	—	—	—
アセチレ ン	放射化学分析室	ガスボンベ	98%	7kg × 1本	○	—	○	—	—	—	—
	訓練センター1号館	ガスボンベ	98%	2kg × 1本	○	—	○	—	—	—	—
混合ガス (ヘリウ ム+イソ ブタン)	放射化学分析室	ガスボンベ	99% 1%	10L × 1本	○	—	○	—	—	—	—
	放射能測定室	ガスボンベ	99% 1%	10L × 1本	○	—	○	—	—	—	—
混合ガス (メタン +アルゴ ン)	放射化学分析室	ガスボンベ	10%	10L × 4本	○	—	○	—	—	—	—
	3号炉 放射化学分析室	ガスボンベ	10%	10L × 1本	○	—	○	—	—	—	—
酸素	取水槽	ガスボンベ	99.5%	7m ³ × 18本	○	—	○	—	—	—	—
	訓練センター1号館	ガスボンベ	100%	1.5Nm ³ × 1本	○	—	○	—	—	—	—
	2号炉 廃棄物処理建物	ガスボンベ	4.75%	10L × 1本	○	—	○	—	—	—	—
	所内ボイラー・純水 装置建物	ガスボンベ	9.75%	10L × 2本	○	—	○	—	—	—	—
	3号機補助ボイラ建 物	ガスボンベ	25%	3.4L × 2本	○	—	○	—	—	—	—
	3号炉 原子炉建物	ガスボンベ	4%	47L × 2本	○	—	○	—	—	—	—

a:ガス化する

b:エアロゾル化する

1:ボンベ等に保管されている

2:試薬類であるか

3:屋内に保管されている

4:開放空間での人体への影響がない

第2表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地内 ボンベ）（4 / 4）

有毒化学 物質名	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒 ガス 判断		調査対象整理				調 査 対 象
					a	b	1	2	3	4	
二酸化 硫黄	所内ボイラー・純水 装置建物	ガスボンベ	0.0972%	10L × 2本	○	-	○	-	-	-	-
	3号機補助ボイラ建 物	ガスボンベ	0.1%	3.4L × 2本	○	-	○	-	-	-	-
一酸化 窒素	所内ボイラー・純水 装置建物	ガスボンベ	0.0194%	10L × 2本	○	-	○	-	-	-	-
	3号機補助ボイラ建 物	ガスボンベ	0.05%	3.4L × 2本	○	-	○	-	-	-	-
六フッ化 硫黄	7号倉庫	ガスボンベ	-	50kg × 1本	○	-	○	-	-	-	-

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

第3表 島根原子力発電所の固定源整理表
(敷地内 機器【冷媒】) (1 / 4)

令和元年12月末時点

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
HCFC-22	1号炉 廃棄物処理建物	1号炉 A/B-希ガス 冷凍機	100%	5kg	○	-	×	×	○*	-	-
	1号炉 タービン建物	1号炉 タービン建物 タービン建屋冷 凍機	100%	198 kg	○	-	×	×	○*	-	-
	1号炉 タービン建物	1号炉 中央制御室空調 換気系冷凍機	100%	24 kg	○	-	×	×	○*	-	-
	1号炉 廃棄物処理建物	1号炉 廃棄物処理建物 放管室冷凍機	100%	24 kg	○	-	×	×	○*	-	-
	1号炉 廃棄物処理建物	1号炉 排ガス冷凍機	100%	2.5 kg	○	-	×	×	○*	-	-
	2号炉 廃棄物処理建物	2号炉 固化系冷水ユニ ット内部冷凍機	100%	30kg	○	-	×	×	○*	-	-
	1号原子炉建物	2号炉 排ガス除湿冷凍 機 1次側冷媒	100%	2.5 kg	○	-	×	×	○*	-	-
	所内ボイラー・ 純水装置建物	4号HB圧縮空 気除湿器(4号 HB室2FL)	100%	0.2 kg	○	-	×	×	○*	-	-
	サイトバンカ建 物	サイトバンカ 空調換気設備冷 凍機	100%	29kg	○	-	×	×	○*	-	-
	サイトバンカ建 物	サイトバンカ設 備A-建物排気 モニタサンプリ ングラック	100%	0.36 kg	○	-	×	×	○*	-	-
サイトバンカ建 物	サイトバンカ設 備B-建物排気 モニタサンプリ ングラック	100%	0.36 kg	○	-	×	×	○*	-	-	

a:ガス化する

b:エアロゾル化する

1:ポンペ等に保管されている

2:試薬類であるか

3:屋内に保管されている

4:開放空間での人体への影響がない

※:冷媒(フロン類)は防護判断基準値(8,000~32,000ppm)が高く、漏えいした場合でも建屋内で希釈された時点で防護判断基準値を下回り、大気中に多量に放出されるおそれがないため、調査対象外

第3表 島根原子力発電所の固定源整理表
(敷地内 機器【冷媒】) (2/4)

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
HFC-134a	1号炉 原子炉建物	1号炉 ドライウエル冷凍機	100%	39 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	1号炉 原子炉建物	1号炉 ターボ冷凍機	100%	650 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	1号炉 排気筒モニター 建物	1号炉 A-排気筒トリチウム捕集装置 (高压側)	100%	0.36 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	1号炉 排気筒モニター 建物	1号炉 B-排気筒トリチウム捕集装置 (高压側)	100%	0.36 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	2号炉 排気筒モニター 建物	2号炉 A-排気筒トリチウム捕集装置 (高压側)	100%	0.36 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	2号炉 排気筒モニター 建物	2号炉 B-排気筒トリチウム捕集装置 (高压側)	100%	0.36 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	2号炉 原子炉建物	2号炉 空調換気設備冷却水系冷凍機	100%	1400 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	2号炉 廃棄物処理建物	2号炉 A/B-中央制御室空調換気系 冷凍機	100%	1600 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	3号炉 原子炉建物	排気筒放射線モニタートリチウム 捕集装置冷凍機	100%	1.08 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	3号炉 原子炉建物	換気空調補機非常用冷却水系 冷凍機(A)	100%	550 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	3号炉 原子炉建物	換気空調補機非常用冷却水系 冷凍機(B)	100%	550 kg	○	—	×	×	○*	—	—

a:ガス化する

b:エアロゾル化する

1:ボンベ等に保管されている

2:試薬類であるか

3:屋内に保管されている

4:開放空間での人体への影響がない

※:冷媒(フロン類)は防護判断基準値(8,000~32,000ppm)が高く、漏えいした場合でも建屋内で希釈された時点で防護判断基準値を下回り、大気中に多量に放出されるおそれがないため、調査対象外

第3表 島根原子力発電所の固定源整理表
(敷地内 機器【冷媒】) (3/4)

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
HFC-134a	3号炉 原子炉建物	換気空調補機非常用冷却水系冷凍機(C)	100%	550 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	3号炉 原子炉建物	換気空調補機非常用冷却水系冷凍機(D)	100%	550 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	3号炉 タービン建物	換気空調補機非常用冷却水系冷凍機(A)	100%	750 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	3号炉 タービン建物	換気空調補機非常用冷却水系冷凍機(B)	100%	750 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	3号炉 タービン建物	換気空調補機非常用冷却水系冷凍機(C)	100%	750 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	サイトバンカ建物	サイトバンカ設備A-排気筒トリチウム捕集装置(高压側)	100%	0.35 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	サイトバンカ建物	サイトバンカ設備B-排気筒トリチウム捕集装置(高压側)	100%	0.35 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	サイトバンカ建物	サイトバンカ設備 焼却炉排ガスモニタサンプリングラック	100%	0.36 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	所内ボイラー・純水装置建物	3号HB排ガス分析計FAクーラー(3号HB室)	100%	0.4 kg	○	—	×	×	○*	—	—
HFC-404A	1号炉 タービン建物	1号炉A-タービン建物排気筒トリチウム捕集装置	100%	1.1 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	1号炉 タービン建物	1号炉B-タービン建物排気筒トリチウム捕集装置	100%	1.1 kg	○	—	×	×	○*	—	—

a:ガス化する

b:エアロゾル化する

1:ボンベ等に保管されている

2:試薬類であるか

3:屋内に保管されている

4:開放空間での人体への影響がない

※:冷媒(フロン類)は防護判断基準値(8,000~32,000ppm)が高く、漏えいした場合でも建屋内で希釈された時点で防護判断基準値を下回り、大気中に多量に放出されるおそれがないため、調査対象外

第3表 島根原子力発電所の固定源整理表
(敷地内 機器【冷媒】) (4 / 4)

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
HFC-407C	3号炉 サービス建物	サービス建物冷凍機(A)	100%	130 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	3号炉 サービス建物	サービス建物冷凍機(B)	100%	130 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	3号炉 タービン建物	気体廃棄物処理系冷凍機(A)	100%	1 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	3号炉 タービン建物	気体廃棄物処理系冷凍機(B)	100%	1 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	所内ボイラー・ 純水装置建物	3号HB圧縮空気除湿器(3号HB室)	100%	0.08 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	1号炉 排気筒モニター建物	1号炉排気筒モニタ室(東側)	100%	2.3 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	1号炉 排気筒モニター建物	1号炉排気筒モニタ室(西側)	100%	2.3 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	所内ボイラー・ 純水装置建物	4号HB圧縮空気除湿器(4号HB室1FL)	100%	0.33 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	所内ボイラー・ 純水装置建物	4号HB現地盤エアコン(4号HB室1FL)	100%	1.7 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	1号炉 タービン建物	1号炉 グランドシール排ガスモニターサンプリングラック	100%	0.16 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	屋外(1号炉原子炉南側ヤード)	原子炉建物空気冷却設備	100%	165 kg	○	—	○	×	×	×	—
	3号炉 原子炉建物	CRD交換装置 冷凍式エアドライヤ	100%	0.45 kg	○	—	×	×	○*	—	—

a:ガス化する

b:エアロゾル化する

1:ボンベ等に保管されている

2:試薬類であるか

3:屋内に保管されている

4:開放空間での人体への影響がない

※:冷媒(フロン類)は防護判断基準値(8,000~32,000ppm)が高く、漏えいした場合でも建屋内で希釈された時点で防護判断基準値を下回り、大気中に多量に放出されるおそれがないため、調査対象外

第4表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地内 機器【遮断器】）

令和元年12月末時点

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
六フッ化硫黄	2号開閉所	遮断器	100%	3832.2 kg	○	—	×	×	×	○	—
	第2—66kV開閉所	遮断器	100%	130 kg	○	—	×	×	×	○	—
	1号屋内開閉所	遮断器	100%	2422.2 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	新2号倉庫	遮断器	100%	50 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	500kV開閉所	遮断器	100%	7005 kg	○	—	×	×	×	○	—
	7号倉庫	遮断器	100%	106.8 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	3号タービン建物	遮断器	100%	199 kg	○	—	×	×	○*	—	—
220kV開閉所	遮断器	100%	350 kg	○	—	×	×	×	○	—	

a：ガス化する

b：エアロゾル化する

1：ボンベ等に保管されている

2：試薬類であるか

3：屋内に保管されている

4：開放空間での人体への影響がない

※：六フッ化硫黄は防護判断基準値（220,000ppm）が高く、漏えいした場合でも建屋内で希釈された時点で防護判断基準値を下回り、大気中に多量に放出されるおそれがないため、調査対象外

第5表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地内 試薬類）（1/12）

令和元年12月末時点

有毒化学物質	保管場所	性状	容器	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
N-1-ナフチル エチレンジアミン 二塩酸塩	一般 化学室	固体	ガラス瓶	25g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
アミド硫酸 アンモニウム		固体	ガラス瓶	25g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
エタノール		液体	ガラス瓶	500mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
しゅう酸 ナトリウム		液体	ポリ容器	500mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
しゅう酸二水和物		液体	ポリ容器	500mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
すず		固体	ポリ容器	500g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
スルファニル アミド		固体	ガラス瓶	500g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
フェノール フタリン		固体	ガラス瓶	25g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
フタル酸水素 カリウム		固体	アルミ袋	50g × 22袋	-	-	-	○	-	-	-
プロモクレゾール グリーン		液体	ガラス瓶	100mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
ヘキサン		液体	ガラス瓶	500mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
メチルオレンジ		液体	ガラス瓶	100mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
リン酸二水素 カリウム (pH7 標準粉末)		固体	アルミ袋	50g × 24袋	-	-	-	○	-	-	-
亜硝酸ナトリウム		液体	ポリ容器	100mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
塩化カリウム		液体	ポリ容器	250mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
塩化すず(II) 二水和物		固体	ガラス瓶	25g × 3本	-	-	-	○	-	-	-
塩化水素		液体	ガラス瓶	500mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
過マンガン酸 カリウム		液体	ガラス瓶	500mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
過酸化水素		液体	ポリ容器	500mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
四ホウ酸ナトリウ ム十水和物		固体	アルミ袋	50g × 30袋	-	-	-	○	-	-	-

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

第5表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地内 試薬類）（2/12）

有毒化学物質	保管場所	性状	容器	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
七モリブデン酸 六アンモニウム 四水和物	一般 化学室	固体	ポリ容器	500g × 2本	-	-	-	○	-	-	-
水酸化ナトリウム		液体	ポリ容器	500mL × 3本	-	-	-	○	-	-	-
硫酸		液体	ポリ容器	500mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
硫酸銅(II) 五水和物		固体	ポリ容器	500g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
L (+) - アスコルビン酸	放射化学 分析室	固体	ポリ容器	500g × 2本	-	-	-	○	-	-	-
N-1-ナフチル エチレンジアミン 二塩酸塩		固体	ガラス瓶	25g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
アンモニア		液体	ポリ容器	500mL × 4本	-	-	-	○	-	-	-
炭酸アンモニウム		固体	ポリ容器	500g × 2本	-	-	-	○	-	-	-
エタノール		液体	ガラス瓶	500mL × 4本	-	-	-	○	-	-	-
		液体	ポリ容器	500mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
クロム酸カリウム (六価クロム)		固体	ガラス瓶	100g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
しゅう酸 ナトリウム		液体	ポリ容器	500mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
しゅう酸二水和物		固体	ガラス瓶	500g × 2本	-	-	-	○	-	-	-
		固体	ポリ容器	500g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
スルファニル アミド		固体	ガラス瓶	500g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
チオシアン 酸水銀(II)		液体	ガラス瓶	50mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
フェノール フタリン		固体	ガラス瓶	25g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
フタル酸水素 カリウム		固体	アルミ袋	50g × 1袋	-	-	-	○	-	-	-
ヘキサン		液体	ガラス瓶	500mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
メタンスルホン酸		液体	ガラス瓶	25mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
メチルオレンジ		液体	ガラス瓶	100mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
りん酸	液体	プラスチック 容器	250mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-	

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

第5表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地内 試薬類）（3/12）

有毒化学物質	保管場所	性状	容器	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
亜硝酸ナトリウム	放射化学分析室	固体	ポリ容器	100mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
塩化アンモニウム		固体	ガラス瓶	100mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
塩化カリウム		液体	ポリ容器	250mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
塩化すず(II) 二水和物		固体	ガラス瓶	25g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
塩化ナトリウム (塩化物イオン 標準液)		液体	ガラス瓶	100mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
塩化ナトリウム (ナトリウム 標準液)		液体	ポリ容器	100mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
塩化水素		液体	ガラス瓶	500mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
塩化鉄(III) 六水和物		固体	ガラス瓶	25g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
過マンガン酸 カリウム		液体	ガラス瓶	500mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
過酸化水素		液体	ポリ容器	500mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
四ホウ酸ナトリウム 十水和物		固体	アルミ袋	50g × 1袋	-	-	-	○	-	-	-
七モリブデン酸 六アンモニウム 四水和物		固体	ポリ容器	500g × 2本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸		液体	ガラス瓶	500mL × 9本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸アンモニウム		固体	ポリ容器	500g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸カリウム (硝酸イオン 標準液)		液体	ガラス 容器	100mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸カルシウム (カルシウム 標準液)		液体	ガラス 容器	100mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸 ストロンチウム		固体	ポリ容器	25g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸ニッケル (ニッケル 標準液)		液体	ポリ容器	100mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸バリウム	固体	ガラス瓶	25g × 1本	-	-	-	○	-	-	-	

a:ガス化する

b:エアロゾル化する

1:ポンベ等に保管されている

2:試薬類であるか

3:屋内に保管されている

4:開放空間での人体への影響がない

第5表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地内 試薬類）（4/12）

有毒化学物質	保管場所	性状	容器	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
硝酸マグネシウム 六水和物 (マグネシウム 標準液1)	放射化学 分析室	液体	ポリ容器	100mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸亜鉛 (亜鉛標準液)		液体	ポリ容器	100mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸銀		固体	ガラス瓶	500g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸鉄(Ⅲ) (鉄標準液)		液体	ポリ容器	100mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸銅(Ⅱ) (銅標準液)		液体	ポリ容器	100mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
酢酸アンモニウム		液体	ポリ容器	500mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
水酸化カリウム		液体	ポリ容器	500mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
水酸化ナトリウム		液体	ポリ容器	500mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
		固体	ポリ容器	500g × 6本	-	-	-	○	-	-	-
炭酸ナトリウム		液体	ポリ容器	250mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
炭酸水素 ナトリウム		液体	ポリ容器	250mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
二クロム酸 カリウム (クロム標準液 1)		液体	ガラス瓶	100mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
硫酸		液体	ガラス瓶	500mL × 5本	-	-	-	○	-	-	-
硫酸アンモニウム 鉄(Ⅲ)・12水		固体	ガラス瓶	500g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
硫酸ナトリウム		液体	ガラス瓶	100mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
硫酸銅(Ⅱ) 五水和物		固体	ポリ容器	500g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
1, 2, 4トリメ チルベンゼン エトキシアルキ ルフェノール		液体	ガラス瓶	1L × 1本	-	-	-	○	-	-	-
ピロ硫酸カリウム (クロム試薬)		固体	ガラス瓶	100g × 5本	-	-	-	○	-	-	-
フェノール フタレイン溶液	液体	ガラス瓶	100mL × 3本	-	-	-	○	-	-	-	

a:ガス化する

b:エアロゾル化する

1:ポンベ等に保管されている

2:試薬類であるか

3:屋内に保管されている

4:開放空間での人体への影響がない

第5表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地内 試薬類）（5/12）

有毒化学物質	保管場所	性状	容器	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
硫酸ナトリウム (陰イオン標準液 Ⅳ)	放射化学 分析室	液体	ガラス瓶	50mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
プロモクレゾール グリーン		液体	ポリ容器	100mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
塩化マグネシウム (陽イオン混合 標準液Ⅱ)		液体	ポリ容器	50mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
リン酸二水素 カリウム (pH7 標準粉末)		固体	アルミ袋	50g × 1袋	-	-	-	○	-	-	-
L (+) - アスコルビン酸	3号炉 放射化学 分析室・ 一般 化学室	固体	ポリ容器	500g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
N-1-ナフチル エチレンジアミン 二塩酸塩		固体	ガラス瓶	25g × 2本	-	-	-	○	-	-	-
アミド硫酸 アンモニウム		固体	ガラス瓶	25g × 2本	-	-	-	○	-	-	-
アンモニア		液体	ポリ容器	500mL × 3本	-	-	-	○	-	-	-
炭酸アンモニウム		固体	ポリ容器	500g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
エタノール		液体	ガラス瓶	500mL × 6本	-	-	-	○	-	-	-
クロム酸カリウム (六価クロム)		固体	ポリ容器	100g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
しゅう酸 ナトリウム		液体	ポリ容器	500mL × 10本	-	-	-	○	-	-	-
しゅう酸二水和物		固体	ガラス瓶	500g × 2本	-	-	-	○	-	-	-
すず		固体	ポリ容器	500g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
スルファニル アミド		固体	ガラス瓶	500g × 2本	-	-	-	○	-	-	-
チオシアン酸 水銀(Ⅱ)		固体	ガラス瓶	50g × 2本	-	-	-	○	-	-	-
フェノール フタリン		固体	ガラス瓶	25g × 2本	-	-	-	○	-	-	-
プロモクレゾール グリーン		液体	ガラス瓶	100mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
ヘキサン		液体	ガラス瓶	500mL × 10本	-	-	-	○	-	-	-

a:ガス化する

b:エアロゾル化する

1:ボンベ等に保管されている

2:試薬類であるか

3:屋内に保管されている

4:開放空間での人体への影響がない

第5表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地内 試薬類）（6/12）

有毒化学物質	保管場所	性状	容器	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
メタンスルホン酸	3号炉放射化学分析室・一般化学室	液体	ガラス瓶	25mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
メチルオレンジ		液体	ガラス瓶	500mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
メチルレッド		液体	ガラス瓶	100mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
りん酸		液体	プラスチック容器	250mL × 2個	-	-	-	○	-	-	-
りん酸二水素カリウム		液体	ガラス容器	100mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
亜硝酸ナトリウム（亜硝酸イオン標準液）		液体	ポリ容器	100mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
塩化アンモニウム（アンモニウムイオン標準液）		液体	ガラス瓶	100mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
塩化カリウム		液体	ポリ容器	250mL × 2個	-	-	-	○	-	-	-
塩化すず(II)二水和物		固体	ガラス瓶	25g × 2本	-	-	-	○	-	-	-
塩化ナトリウム（塩化物イオン標準液）		液体	ガラス瓶	100mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
塩化ナトリウム（ナトリウム標準液）		液体	ポリ容器	100mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
塩化水素		液体	ガラス瓶	500mL × 5本	-	-	-	○	-	-	-
チオ尿素		液体	ポリ容器	100mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
塩化鉄(III)六水和物		固体	ガラス瓶	25g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
過マンガン酸カリウム		液体	ガラス瓶	500mL × 7本	-	-	-	○	-	-	-
過酸化水素		液体	ポリ容器	500mL × 3本	-	-	-	○	-	-	-
酸化ランタン		固体	ガラス瓶	25g × 2本	-	-	-	○	-	-	-
四ホウ酸ナトリウム十水和物		固体	アルミ袋	50g × 10袋	-	-	-	○	-	-	-
七モリブデン酸六アンモニウム四水和物		固体	ポリ容器	500g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸		液体	ガラス瓶	500mL × 15本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸アンモニウム	固体	ガラス瓶	500g × 2本	-	-	-	○	-	-	-	

a:ガス化する

b:エアロゾル化する

1:ボンベ等に保管されている

2:試薬類であるか

3:屋内に保管されている

4:開放空間での人体への影響がない

第5表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地内 試薬類）（7/12）

有毒化学物質	保管場所	性状	容器	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
硝酸カリウム	3号炉 放射化学 分析室・ 一般 化学室	液体	ガラス瓶	100mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸カルシウム		液体	ガラス瓶	100mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸 ストロンチウム		固体	ガラス瓶	25g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸ニッケル		液体	ポリ容器	100mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸バリウム		固体	ガラス瓶	25g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸マグネシウム 六水和物		液体	ポリ容器	100mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸亜鉛		液体	ポリ容器	100mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸銀		固体	ガラス瓶	500g × 1本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸鉄(Ⅲ)		固体	ポリ容器	100mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸銅(Ⅱ)		液体	ポリ容器	100mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
酢酸アンモニウム		液体	ポリ容器	500mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
水酸化ナトリウム		液体	ポリ容器	500mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
		固体	ポリ容器	500g × 20本	-	-	-	○	-	-	-
炭酸ナトリウム		溶液	ポリ容器	250mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
炭酸水素 ナトリウム		溶液	ポリ容器	250mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
二クロム酸 カリウム		溶液	ガラス瓶	100mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
硫酸		溶液	ポリ容器	500mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
		溶液	ガラス瓶	500mL × 5本	-	-	-	○	-	-	-
硫酸アンモニウム 鉄(Ⅲ)・12水		固体	ガラス瓶	500g × 4本	-	-	-	○	-	-	-
硫酸ナトリウム		液体	ガラス瓶	100mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
	固体	ポリ容器	500g × 2本	-	-	-	○	-	-	-	
硫酸銅(Ⅱ) 五水和物	固体	ポリ容器	500g × 2本	-	-	-	○	-	-	-	
1, 2, 4-トリ メチルベンゼン (インスタゲル)	液体	ガラス瓶	500mL × 4本	-	-	-	○	-	-	-	
ピロ硫酸カリウム (クロム試薬)	固体	アルミ袋	100g × 2本	-	-	-	○	-	-	-	
フェノール フタレイン	液体	ガラス瓶	100mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-	

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

第5表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地内 試薬類）（8/12）

有毒化学物質	保管場所	性状	容器	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
フタル酸水素カリウム	3号炉放射化学分析室・一般化学室	固体	アルミ袋	50g × 10袋	-	-	-	○	-	-	-
硫酸ナトリウム（陰イオン標準液Ⅳ）		液体	ガラス瓶	100mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
ペルオキシ二硫酸アンモニウム（TOC計用酸化剤）		液体	プラスチック容器	250mL × 2個	-	-	-	○	-	-	-
リン酸二水素カリウム（pH7標準粉末）		固体	アルミ袋	50g × 10袋	-	-	-	○	-	-	-
塩化マグネシウム（陽イオン混合標準液Ⅱ）		液体	ガラス瓶	200mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
メタけい酸ナトリウム（シリカ標準液）		溶液	ポリ容器	100mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
L (+) - アスコルビン酸	環境実験室	固体	ポリ容器	500g × 5本	-	-	-	○	-	-	-
アンモニア		液体	ポリ容器	500mL × 3本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸コバルト(Ⅱ)		液体	ポリ容器	100mL × 12本	-	-	-	○	-	-	-
シュウ酸二水和物		固体	ポリ容器	500g × 5本	-	-	-	○	-	-	-
セシウム標準液		液体	ポリ容器	100mL × 7本	-	-	-	○	-	-	-
チオアセトアミド		固体	ガラス瓶	25g × 8本	-	-	-	○	-	-	-
マンガン		液体	ポリ容器	250mL × 6本	-	-	-	○	-	-	-
リンモリブデン酸アンモニウムn水和物		固体	ガラス瓶	25g × 8本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸亜鉛		液体	ポリ容器	250mL × 4本	-	-	-	○	-	-	-
塩酸		液体	ガラス瓶	500mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
過マンガン酸カリウム		液体	ガラス瓶	500mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
過酸化水素		液体	ポリ容器	500mL × 3本	-	-	-	○	-	-	-
酸化マンガン		液体	ポリ容器	500mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
七モリブデン酸六アンモニウム四水和物	固体	ポリ容器	500g × 2本	-	-	-	○	-	-	-	

- a : ガス化する
- b : エアロゾル化する
- 1 : ボンベ等に保管されている
- 2 : 試薬類であるか
- 3 : 屋内に保管されている
- 4 : 開放空間での人体への影響がない

第5表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地内 試薬類）（9/12）

有毒化学物質	保管場所	性状	容器	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
硝酸	環境 実験室	液体	ガラス瓶	500mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸リン		液体	ガラス瓶	500mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
水酸化ナトリウム		液体	ポリ容器	500mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
硝酸鉄(Ⅲ)		液体	ポリ容器	250mL × 3本	-	-	-	○	-	-	-
硫酸		液体	ガラス瓶	500mL × 5本	-	-	-	○	-	-	-
ウルチマゴールド LLT		液体	ガラス瓶	2.5L × 2本 1L × 1本	-	-	-	○	-	-	-
塩素	2号炉 放水路モ ニタ建物	固体	袋	0.1g × 150袋	-	-	-	○	-	-	-
フタル酸塩	管理事務 所1号館	液体	ポリ容器	500mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
中性リン酸塩		液体	ポリ容器	500mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
濃縮炭酸塩		液体	ポリ容器	500mL × 2本	-	-	-	○	-	-	-
シンナー		液体	缶	4L × 2本	-	-	-	○	-	-	-
高分子アクリル酸	1号炉 廃棄物 処理建物	液体	ポリ容器	1000mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
硫酸第一鉄	1号炉 鉄イオン 注入装置 廻り	固体	紙袋	25kg × 60袋	-	-	-	○	-	-	-
シリカゲル	1号炉 排気筒下	固体	金属容器	4.2kg × 1個	-	-	-	○	-	-	-
シリカ・アルミナ ゲル	2号炉 タービン 建物	固体	金属容器	45kg × 1個	-	-	-	○	-	-	-
シリカゲル		固体	金属容器	0.135g × 1個	-	-	-	○	-	-	-
硫酸第一鉄	2号炉 鉄イオン 注入装置 廻り	固体	紙袋	25kg × 60袋	-	-	-	○	-	-	-
りん酸塩	2号炉 廃棄物 処理建物	固体	ポリ容器	12kg × 3個	-	-	-	○	-	-	-
非結晶性シリカ		液体	ポリ容器	9kg × 3個	-	-	-	○	-	-	-
		液体	ポリ容器	16kg × 5個	-	-	-	○	-	-	-
りん酸二水素 ナトリウム		固体	ポリ容器	10kg × 5個	-	-	-	○	-	-	-
泡消火薬剤		液体	ポリ容器	20L × 3個	-	-	-	○	-	-	-

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

第5表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地内 試薬類）（10/12）

有毒化学物質	保管場所	性状	容器	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
KCL粉末	2号炉 廃棄物 処理建物	固体	ポリ容器	500g × 5本	-	-	-	○	-	-	-
PH標準粉末 (PH4)		固体	袋	5.1g × 30袋	-	-	-	○	-	-	-
PH標準粉末 (PH7)		固体	袋	3.5g × 50袋	-	-	-	○	-	-	-
PH標準粉末 (PH9)		固体	袋	2.0g × 50袋	-	-	-	○	-	-	-
シリカゲル	3号炉 サービス 建物	固体	金属缶	10g × 800袋 100g × 100袋	-	-	-	○	-	-	-
ゼラスト防錆剤		固体	ビニール 袋	5g × 50個	-	-	-	○	-	-	-
五ほう酸ナトリウム 十水和物		固体	クラフト 袋	20kg × 25袋	-	-	-	○	-	-	-
亜硝酸ナトリウム		液体	ポリタン ク	12kg × 1個	-	-	-	○	-	-	-
りん酸三 ナトリウム		液体	ポリ瓶	500g × 20本	-	-	-	○	-	-	-
リン酸二水素 ナトリウム	3号炉 廃棄物 処理建物	固体	紙袋	25kg × 2袋	-	-	-	○	-	-	-
硫酸		液体	プラスチ ック容器	20L × 1個	-	-	-	○	-	-	-
苛性ソーダ		液体	プラスチ ック容器	20L × 13個	-	-	-	○	-	-	-
シリカ・アルミナ ゲル	3号炉 タービン 建物	固体	金属容器	50kg × 2個	-	-	-	○	-	-	-
シリカゲル		固体	金属容器	0.135kg × 2個	-	-	-	○	-	-	-
泡消火薬剤		液体	ポリエチ レン容器	20L × 1個	-	-	-	○	-	-	-
リン酸水素二 ナトリウム	3号炉 放水路モ ニタ室	固体	アルミ袋	0.1g × 200袋	-	-	-	○	-	-	-
アクリル系 ポリマー	2号水 ろ過装置 建物	固体	紙袋	15kg × 2袋	-	-	-	○	-	-	-
含水ケイ酸 アルミニウム		固体	紙袋	10kg × 11袋	-	-	-	○	-	-	-

a:ガス化する

b:エアロゾル化する

1:ボンベ等に保管されている

2:試薬類であるか

3:屋内に保管されている

4:開放空間での人体への影響がない

第5表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地内 試薬類）（11/12）

有毒化学物質	保管場所	性状	容器	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
モリブデン酸ナトリウム	サイトバンカ建物	液体	ポリ容器	12kg × 4個	-	-	-	○	-	-	-
フェロシリコン		固体	袋	1kg × 131袋	-	-	-	○	-	-	-
ホウ砂		固体	袋	1kg × 131袋	-	-	-	○	-	-	-
ヒドラジン一水和物	所内ボイラー・純水装置建物	液体	ポリ容器	12kg × 12本	-	-	-	○	-	-	-
ポリ硫酸第二鉄		液体	ポリ容器	25kg × 5本	-	-	-	○	-	-	-
アニオン性ポリアクリルアミド		固体	紙袋	10kg × 1袋	-	-	-	○	-	-	-
ヒドラジン		液体	ポリ容器	10kg × 4本	-	-	-	○	-	-	-
モルホリン	3号機補助ボイラー建物	液体	ポリ容器	20kg × 4本	-	-	-	○	-	-	-
塩化カリウム		固体	ポリ容器	500g × 7個	-	-	-	○	-	-	-
希塩酸		液体	ポリ容器	100mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
		液体	ポリ容器	500mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
炭酸カルシウム		固体	段ボール	0.72kg × 20個	-	-	-	○	-	-	-
ヒドラジン一水和物		液体	ポリタンク	10kg × 6個	-	-	-	○	-	-	-
モルホリン		液体	ポリタンク	20kg × 1個	-	-	-	○	-	-	-
フタル酸水素カリウム		固体	アルミ袋	5.1g × 30袋	-	-	-	○	-	-	-
リン酸二水素カリウム		固体	アルミ袋	3.5g × 40袋	-	-	-	○	-	-	-
四ホウ酸ナトリウム十水和物		固体	アルミ袋	2.0g × 20袋	-	-	-	○	-	-	-
硫酸アルミニウム	2号倉庫	固体	袋	1kg × 25袋	-	-	-	○	-	-	-
硫酸第一鉄		固体	紙袋	25kg × 340袋	-	-	-	○	-	-	-
リン酸塩	9号倉庫	固体	ポリ容器	12kg × 3個	-	-	-	○	-	-	-
		液体	ポリ容器	9kg × 3個	-	-	-	○	-	-	-
非結晶シリカ		液体	ポリ容器	16kg × 10個	-	-	-	○	-	-	-
リン酸二水素ナトリウム		固体	ポリ容器	10kg × 5個	-	-	-	○	-	-	-
泡消火薬剤	消防資機材倉庫	液体	ポリエチレン容器	20L × 58個	-	-	-	○	-	-	-

- a : ガス化する
- b : エアロゾル化する
- 1 : ボンベ等に保管されている
- 2 : 試薬類であるか
- 3 : 屋内に保管されている
- 4 : 開放空間での人体への影響がない

第5表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地内 試薬類）（12/12）

有毒化学物質	保管場所	性状	容器	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
フェロシリコン	空コンテナ保管倉庫	固体	袋(20袋/段ボール)	1kg × 940個	-	-	-	○	-	-	-
ホウ砂		固体	袋(20袋/段ボール)	1kg × 940個	-	-	-	○	-	-	-
亜硝酸ナトリウム		液体	ポリタンク	12kg × 2個	-	-	-	○	-	-	-
ヒドラジン	管理事務所3号館	液体	ポリタンク	12kg × 2本	-	-	-	○	-	-	-
りん酸三ナトリウム		液体	ポリ瓶	500g × 20本	-	-	-	○	-	-	-
水酸化ナトリウム		液体	ポリ瓶	500g × 20本	-	-	-	○	-	-	-
グリセリン	訓練センター1号館	液体	ガラス瓶	500mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
消毒用エタノール		液体	ガラス瓶	500mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
キングドライKMC-33		固体	紙袋	30g × 20袋	-	-	-	○	-	-	-
無水アルコール		液体	ポリ容器	25mL × 1本	-	-	-	○	-	-	-
EX-DRY		固体	ポリ袋	147g × 21パック	-	-	-	○	-	-	-
		固体	紙袋	147g × 3パック	-	-	-	○	-	-	-
二酸化ケイ素、塩化コバルト(II)六水和物	訓練センター2号館	固体	紙袋	300g × 5個	-	-	-	○	-	-	-
シリカゲル		固体	布袋	1kg × 1袋	-	-	-	○	-	-	-
シリカゲル	3号炉変圧器ヤード	固体	ガラス容器	30kg × 1個	-	-	-	○	-	-	-
				7.5kg × 1個	-	-	-	○	-	-	-
				11.5kg × 1個	-	-	-	○	-	-	-
泡消火薬剤	第4保管エリア	液体	ポリエチレン容器	1000L × 5個	-	-	-	○	-	-	-
泡消火薬剤	第1保管エリア	液体	ポリエチレン容器	1000L × 5個	-	-	-	○	-	-	-
泡消火薬剤	北口防護建物南側	液体	ポリエチレン容器	20L × 10個	-	-	-	○	-	-	-

a:ガス化する

b:エアロゾル化する

1:ボンベ等に保管されている

2:試薬類であるか

3:屋内に保管されている

4:開放空間での人体への影響がない

第6表 島根原子力発電所の固定源整理表
(敷地内 製品性状により影響がないことが明らかなもの)

令和元年12月末時点

有毒化学物質	保管場所	容器	内容量	単位	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
潤滑油	各機器	機器	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	危険物貯蔵庫	ドラム缶	—	—	—	—	—	—	—	—	—
潤滑油 (廃油)	危険物貯蔵庫	ドラム缶	—	—	—	—	—	—	—	—	—
絶縁油	各変圧器	機器	—	—	—	—	—	—	—	—	—
バッテリー	希硫酸	各機器	容器	—	—	—	—	—	—	—	—
	水酸化カリウム			—	—	—	—	—	—	—	—
セメント	ポルトランドセメント	サイトバンカ建物	フレキシブルコンテナ	—	—	—	—	—	—	—	—
放射性固体廃棄物	プラスチック固化体	固体廃棄物貯蔵所	ドラム缶	—	—	—	—	—	—	—	—
	セメント固化体			—	—	—	—	—	—	—	—
	充填固化体			—	—	—	—	—	—	—	—
酸素呼吸器	各配備場所	ボンベ	—	—	—	—	—	—	—	—	
設備・機器類等に貯蔵されている窒息性ガス (開放空間に設置されているもの)	各配備場所*	ボンベ等耐圧容器	—	—	—	—	—	—	—	—	

a:ガス化する

b:エアロゾル化する

1:ボンベ等に保管されている

2:試薬類であるか

3:屋内に保管されている

4:開放空間での人体への影響がない

※中央制御室および緊急時対策所内には配備されていない。

第7表 島根原子力発電所の固定源整理表
(敷地内 生活用品として一般的に使用されるもの)

令和元年12月末時点

有毒化学物質		保管場所	容器	内容量	単位	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
						a	b	1	2	3	4	
生活用品	洗剤, エアコンの冷媒, 殺虫剤, 自販機, 調味料, 車, 電池, 消毒液, 消火器, 飲料, 溶雪剤, スプレー缶, 作業用品	事務所等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

a:ガス化する

b:エアロゾル化する

1:ボンベ等に保管されている

2:試薬類であるか

3:屋内に保管されている

4:開放空間での人体への影響がない

第 8 表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地外 地域防災計画）

令和元年 12 月末時点

品 名	施設	規模	有毒ガス 判断		調査対象整理				調査 対象
			a	b	1	2	3	4	
液化石油ガス	オートガスタンド	30t	○	－	○	－	－	－	－

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

第9表 島根原子力発電所の固定源整理表
(敷地外 毒物および劇物取締法)

令和元年12月末時点

品名	貯蔵量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
		a	b	1	2	3	4	
シアン化カリウム+シアン化金カリウム	—	× ^{※1}	×	—	—	—	—	—

a:ガス化する (※1:固体又は固体を溶かした水溶液)

b:エアロゾル化する

1:ボンベ等に保管されている

2:試薬類であるか

3:屋内に保管されている

4:開放空間での人体への影響がない

第10表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地外 消防法）（1／16）

令和元年12月末時点

品名	貯蔵量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
		a	b	1	2	3	4	
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	350 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	2900 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	490 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—

- a : ガス化する
- b : エアロゾル化する
- 1 : ボンベ等に保管されている
- 2 : 試薬類であるか
- 3 : 屋内に保管されている
- 4 : 開放空間での人体への影響がない

第 10 表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地外 消防法）（2 / 16）

品 名	貯蔵量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
		a	b	1	2	3	4	
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	450 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	490 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	450 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—

- a : ガス化する
- b : エアロゾル化する
- 1 : ボンベ等に保管されている
- 2 : 試薬類であるか
- 3 : 屋内に保管されている
- 4 : 開放空間での人体への影響がない

第 10 表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地外 消防法）（3 / 16）

品 名	貯蔵量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
		a	b	1	2	3	4	
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	350 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	450 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	450 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	450 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	495 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—

- a : ガス化する
- b : エアロゾル化する
- 1 : ボンベ等に保管されている
- 2 : 試薬類であるか
- 3 : 屋内に保管されている
- 4 : 開放空間での人体への影響がない

第 10 表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地外 消防法）（4 / 16）

品 名	貯蔵量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
		a	b	1	2	3	4	
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	497 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—

- a : ガス化する
- b : エアロゾル化する
- 1 : ボンベ等に保管されている
- 2 : 試薬類であるか
- 3 : 屋内に保管されている
- 4 : 開放空間での人体への影響がない

第 10 表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地外 消防法）（6 / 16）

品 名	貯蔵量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
		a	b	1	2	3	4	
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	450 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	495 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	1000 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—

- a : ガス化する
- b : エアロゾル化する
- 1 : ボンベ等に保管されている
- 2 : 試薬類であるか
- 3 : 屋内に保管されている
- 4 : 開放空間での人体への影響がない

第 10 表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地外 消防法）（7 / 16）

品 名	貯蔵量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
		a	b	1	2	3	4	
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	498 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	498 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	320 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	350 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	450 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	498 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

第 10 表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地外 消防法）（8 / 16）

品 名	貯蔵量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査 対象
		a	b	1	2	3	4	
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	350 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	487 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	500 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	300 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	400 kg	○	—	○	—	—	—	—

- a : ガス化する
- b : エアロゾル化する
- 1 : ボンベ等に保管されている
- 2 : 試薬類であるか
- 3 : 屋内に保管されている
- 4 : 開放空間での人体への影響がない

第 10 表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地外 消防法）（9 / 16）

品 名	貯蔵量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
		a	b	1	2	3	4	
アルコール類	1991L	○	－	×	×	○	－	－
第一石油類	400L	○	－	×	×	○	－	－
	1000L	○	－	×	×	○	－	－
	800L	○	－	×	×	○	－	－
	20000L	○	－	×	×	○	－	－
	95L	○	－	×	×	○	－	－
	38000L	○	－	×	×	○	－	－
	40000L	○	－	×	×	○	－	－
	26000L	○	－	×	×	○	－	－
	28000L	○	－	×	×	○	－	－
	28000L	○	－	×	×	○	－	－
	50000L	○	－	×	×	○	－	－
	6650L	○	－	×	×	○	－	－
	600L	○	－	×	×	○	－	－
	90L	○	－	×	×	○	－	－
	9600L	○	－	×	×	○	－	－
	3820L	○	－	×	×	○	－	－
	95L	○	－	×	×	○	－	－
	15000L	○	－	×	×	○	－	－
	95L	○	－	×	×	○	－	－
	39200L	○	－	×	×	○	－	－
	58000L	○	－	×	×	○	－	－
	29100L	○	－	×	×	○	－	－
	3000L	○	－	×	×	○	－	－
45000L	○	－	×	×	○	－	－	
28800L	○	－	×	×	○	－	－	
38800L	○	－	×	×	○	－	－	

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

第 10 表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地外 消防法）（10/16）

品 名	貯蔵量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
		a	b	1	2	3	4	
第一石油類	29100L	○	—	×	×	○	—	—
	30000L	○	—	×	×	○	—	—
	47500L	○	—	×	×	○	—	—
第二石油類	2892L	×※1	×	—	—	—	—	—
	2000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	1800L	×※1	×	—	—	—	—	—
	6720L	×※1	×	—	—	—	—	—
	5544L	×※1	×	—	—	—	—	—
	2332.8L	×※1	×	—	—	—	—	—
	1188L	×※1	×	—	—	—	—	—
	2000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	3000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	1750L	×※1	×	—	—	—	—	—
	1176L	×※1	×	—	—	—	—	—
	29800L	×※1	×	—	—	—	—	—
	20000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	9600L	×※1	×	—	—	—	—	—
	19400L	×※1	×	—	—	—	—	—
	15000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	5000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	4500L	×※1	×	—	—	—	—	—
	30000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	8000L	×※1	×	—	—	—	—	—
3500L	×※1	×	—	—	—	—	—	
2000L	×※1	×	—	—	—	—	—	
200L	×※1	×	—	—	—	—	—	
4900L	×※1	×	—	—	—	—	—	

a : ガス化する（※1 : 揮発性が乏しい液体）

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

第 10 表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地外 消防法）（11/16）

品 名	貯蔵量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
		a	b	1	2	3	4	
第二石油類	2500L	×※1	×	—	—	—	—	—
	500L	×※1	×	—	—	—	—	—
	800L	×※1	×	—	—	—	—	—
	2500L	×※1	×	—	—	—	—	—
	10000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	10000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	10000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	30000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	20000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	20000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	6000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	8000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	20000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	10000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	10000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	10000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	10000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	10000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	28000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	2850L	×※1	×	—	—	—	—	—
	9500L	×※1	×	—	—	—	—	—
	5730L	×※1	×	—	—	—	—	—
	9550L	×※1	×	—	—	—	—	—
	10000L	×※1	×	—	—	—	—	—
5000L	×※1	×	—	—	—	—	—	
19200L	×※1	×	—	—	—	—	—	
10000L	×※1	×	—	—	—	—	—	

a : ガス化する（※1 : 揮発性が乏しい液体）

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

第 10 表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地外 消防法）（12/16）

品 名	貯蔵量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
		a	b	1	2	3	4	
第二石油類	9550L	×※1	×	—	—	—	—	—
	10000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	58000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	9700L	×※1	×	—	—	—	—	—
	9700L	×※1	×	—	—	—	—	—
	3000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	15000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	20000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	9600L	×※1	×	—	—	—	—	—
	9600L	×※1	×	—	—	—	—	—
	1900L	×※1	×	—	—	—	—	—
	19400L	×※1	×	—	—	—	—	—
	19400L	×※1	×	—	—	—	—	—
	19400L	×※1	×	—	—	—	—	—
	9700L	×※1	×	—	—	—	—	—
	15000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	15000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	9500L	×※1	×	—	—	—	—	—
	28500L	×※1	×	—	—	—	—	—
	9500L	×※1	×	—	—	—	—	—
	3000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	30000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	25000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	5000L	×※1	×	—	—	—	—	—
3000L	×※1	×	—	—	—	—	—	
4000L	×※1	×	—	—	—	—	—	
10000L	×※1	×	—	—	—	—	—	

a : ガス化する（※1 : 揮発性が乏しい液体）

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

第 10 表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地外 消防法）（13/16）

品 名	貯蔵量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
		a	b	1	2	3	4	
第二石油類	10000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	20000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	24000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	10000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	25000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	7000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	3000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	2000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	3000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	30000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	50000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	20000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	5000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	9000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	3000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	7000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	3000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	1900L	×※1	×	—	—	—	—	—
	10000L	×※1	×	—	—	—	—	—
10000L	×※1	×	—	—	—	—	—	
4000L	×※1	×	—	—	—	—	—	
第三石油類	4377.6L	×※1	×	—	—	—	—	—
	2352L	×※1	×	—	—	—	—	—
	15701L	×※1	×	—	—	—	—	—
	11040L	×※1	×	—	—	—	—	—
	11040L	×※1	×	—	—	—	—	—
	5220L	×※1	×	—	—	—	—	—

a : ガス化する（※1 : 揮発性が乏しい液体）

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

第 10 表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地外 消防法）（14/16）

品 名	貯蔵量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
		a	b	1	2	3	4	
第三石油類	15701L	×※1	×	—	—	—	—	—
	2822.4L	×※1	×	—	—	—	—	—
	2290L	×※1	×	—	—	—	—	—
	2000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	2000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	2300L	×※1	×	—	—	—	—	—
	10000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	30000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	8000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	4000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	20000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	5000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	50000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	5800L	×※1	×	—	—	—	—	—
	5000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	7500L	×※1	×	—	—	—	—	—
	8800L	×※1	×	—	—	—	—	—
	4000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	4600L	×※1	×	—	—	—	—	—
	3000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	1000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	1960L	×※1	×	—	—	—	—	—
	2000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	1000L	×※1	×	—	—	—	—	—
365L	×※1	×	—	—	—	—	—	
10000L	×※1	×	—	—	—	—	—	
2500L	×※1	×	—	—	—	—	—	

a : ガス化する（※1 : 揮発性が乏しい液体）

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

第 10 表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地外 消防法）（15/16）

品 名	貯蔵量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
		a	b	1	2	3	4	
第三石油類	2000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	400L	×※1	×	—	—	—	—	—
	400L	×※1	×	—	—	—	—	—
	2000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	600L	×※1	×	—	—	—	—	—
	20000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	20000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	6000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	7000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	20000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	6000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	60000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	40000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	30000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	3000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	3000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	20000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	3000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	6000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	3000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	23000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	10000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	6000L	×※1	×	—	—	—	—	—
15000L	×※1	×	—	—	—	—	—	
12000L	×※1	×	—	—	—	—	—	
6000L	×※1	×	—	—	—	—	—	
80000L	×※1	×	—	—	—	—	—	

a : ガス化する（※1 : 揮発性が乏しい液体）

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

第10表 島根原子力発電所の固定源整理表（敷地外 消防法）（16/16）

品名	貯蔵量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
		a	b	1	2	3	4	
第三石油類	5000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	6000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	5000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	6000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	30000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	20000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	15000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	7000L	×※1	×	—	—	—	—	—
第四石油類	550L	×※1	×	—	—	—	—	—
	2000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	1500L	×※1	×	—	—	—	—	—
	900L	×※1	×	—	—	—	—	—
	14900L	×※1	×	—	—	—	—	—
	3000L	×※1	×	—	—	—	—	—
	600L	×※1	×	—	—	—	—	—
	1800L	×※1	×	—	—	—	—	—
	1800L	×※1	×	—	—	—	—	—
	1800L	×※1	×	—	—	—	—	—
	400L	×※1	×	—	—	—	—	—
	1800L	×※1	×	—	—	—	—	—
	1800L	×※1	×	—	—	—	—	—
	1800L	×※1	×	—	—	—	—	—
	1800L	×※1	×	—	—	—	—	—
	1800L	×※1	×	—	—	—	—	—
	1800L	×※1	×	—	—	—	—	—
3200L	×※1	×	—	—	—	—	—	

a：ガス化する（※1：揮発性が乏しい液体）

b：エアロゾル化する

1：ボンベ等に保管されている

2：試薬類であるか

3：屋内に保管されている

4：開放空間での人体への影響がない

第 11 表 島根原子力発電所の固定源整理表
(敷地外 高圧ガス保安法) (1 / 2)

令和元年 12 月末時点

品 名	貯蔵量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査 対象
		a	b	1	2	3	4	
炭酸ガス	0.559 m ³	○	—	○	—	—	—	—
炭酸ガス	28.74 m ³	○	—	○	—	—	—	—
炭酸ガス	14.38 m ³	○	—	○	—	—	—	—
炭酸ガス	14.38 m ³	○	—	○	—	—	—	—
液化酸素 (CE)	29.5 m ³	○	—	○	—	—	—	—
圧縮空気、酸素	201 m ³	○	—	○	—	—	—	—
液化酸素、酸素、窒素	1441.1 m ³	○	—	○	—	—	—	—
水素, 二酸化炭素	1290 m ³	○	—	○	—	—	—	—
水素 窒素, 炭酸ガス 酸素	1194.1 kg	○	—	○	—	—	—	—
	2059.1 m ³	○	—	○	—	—	—	—
酸素, 亜酸化窒素	949.4 m ³	○	—	○	—	—	—	—
R134a	1500 kg	○	—	○	—	—	—	—
R134a	50 kg	○	—	○	—	—	—	—
R134a	50 kg	○	—	○	—	—	—	—
R134a	50 kg	○	—	○	—	—	—	—
R-22	1500 kg	○	—	○	—	—	—	—
R-22	1500 kg	○	—	○	—	—	—	—
R-22	50 kg	○	—	○	—	—	—	—
R-22	50 kg	○	—	○	—	—	—	—
R-22	50 kg	○	—	○	—	—	—	—
R-22	50 kg	○	—	○	—	—	—	—
R-22	50 kg	○	—	○	—	—	—	—
R-22	50 kg	○	—	○	—	—	—	—
R-22	50 kg	○	—	○	—	—	—	—
R-22	50 kg	○	—	○	—	—	—	—
R-22	50 kg	○	—	○	—	—	—	—
R-22	50 kg	○	—	○	—	—	—	—
アンモニア	1500 kg	○	—	×	×	×	×	対象
フロン	50 kg	○	—	○	—	—	—	—

- a : ガス化する
- b : エアロゾル化する
- 1 : ボンベ等に保管されている
- 2 : 試薬類であるか
- 3 : 屋内に保管されている
- 4 : 開放空間での人体への影響がない

第 11 表 島根原子力発電所の固定源整理表
(敷地外 高圧ガス保安法) (2 / 2)

品 名	貯蔵量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査 対象
		a	b	1	2	3	4	
フロン	50 kg	○	—	○	—	—	—	—
R407C	50 kg	○	—	○	—	—	—	—
R407C	50 kg	○	—	○	—	—	—	—
R407C	50 kg	○	—	○	—	—	—	—
CO2	23 kg	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	378122 m ³	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	36305 m ³	○	—	○	—	—	—	—
液化石油ガス	194747 m ³	○	—	○	—	—	—	—

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

第1表 島根原子力発電所の可動源整理表

令和元年12月末時点

輸送物	輸送先(代表例)	荷姿	輸送量	有毒ガス判断		調査対象整理			調査対象
				a	b	1	2	3	
塩酸	塩酸タンク	大型ポリタンク	900L	○	—	×	×	×	対象
水酸化ナトリウム	苛性ソーダ 貯蔵タンク	タンクローリー	26m ³	×※1	×	—	—	—	—
硫酸	硫酸貯蔵タンク	タンクローリー	6m ³	×※2	×	—	—	—	—
軽油	ガスタービン 燃料地下タンク	タンクローリー	16kL	×※2	×	—	—	—	—
炭酸ガス	2号炉 廃棄物処理建物	ガスボンベ	55kg	○	—	○	—	—	—
ハロン1301	2号炉原子炉建物	ガスボンベ	75kg	○	—	○	—	—	—
六フッ化硫黄	500kV開閉所	ガスボンベ	50kg	○	—	○	—	—	—
酸素	取水槽	ガスボンベ	7m ³	○	—	○	—	—	—
アセチレン	放射化学分析室	ガスボンベ	7kg	○	—	○	—	—	—
プロパンガス	所内ボイラー・純水装 置建物補助ボイラー・ プロパンガスボンベ庫	ガスボンベ	50kg	○	—	○	—	—	—
混合ガス(ブタン +プロパン)	訓練センター1号館	ガスボンベ	10L	○	—	○	—	—	—
混合ガス(ヘリウム +イソブタン)	放射化学分析室	ガスボンベ	10L	○	—	○	—	—	—
混合ガス(メタン +アルゴン)	放射化学分析室	ガスボンベ	10L	○	—	○	—	—	—
二酸化硫黄	所内ボイラー・ 純水装置建物	ガスボンベ	10L	○	—	○	—	—	—
一酸化窒素	所内ボイラー・ 純水装置建物	ガスボンベ	10L	○	—	○	—	—	—
試薬類	一般化学分析室, 放射 化学分析室, 環境実験 室 等	ポリ容器 ガラス瓶 等	※3	—	—	×	○	—	—

a:ガス化する(※1:固体又は固体を溶かした水溶液, ※2:揮発性が乏しい液体)

b:エアロゾル化する

1:ボンベなどで運送される

2:輸送量が少量である

3:開放空間での人体への影響がない

※3:詳細は「第5表 島根原子力発電所の固定源整理表(敷地内 試薬類)」にて記載

第2表 島根原子力発電所の可動源整理表
(製品性状により影響がないことが明らかなもの)

令和元年12月末時点

輸送物	輸送先(代表例)	荷姿	輸送量	有毒ガス判断		調査対象整理			調査対象
				a	b	1	2	3	
潤滑油	各機器	機器	—	—	—	—	—	—	—
	危険物貯蔵庫	ドラム缶	—	—	—	—	—	—	—
潤滑油(廃油)	危険物貯蔵庫	ドラム缶	—	—	—	—	—	—	—
絶縁油	各変圧器	機器	—	—	—	—	—	—	—
バッテリー	希硫酸	各機器	容器	—	—	—	—	—	—
	水酸化カリウム			—	—	—	—	—	—
セメント	ポルトランドセメント	サイトバンカ建物	フレキシブルコンテナ	—	—	—	—	—	—
放射性固体廃棄物	プラスチック固化体	固体廃棄物貯蔵所	ドラム缶	—	—	—	—	—	—
	セメント固化体			—	—	—	—	—	—
	充填固化体			—	—	—	—	—	—
酸素呼吸器	各配備場所	ガスボンベ	—	—	—	—	—	—	

a:ガス化する

b:エアロゾル化する

1:ボンベなどで運送される

2:輸送量が少量である

3:開放空間での人体への影響がない

第3表 島根原子力発電所の可動源整理表
(生活用品として一般的に使用されるもの)

令和元年12月末時点

輸送物		輸送先(代表例)	荷姿	輸送量	有毒ガス判断		調査対象整理			調査対象
					a	b	1	2	3	
生活用品	洗剤, エアコンの冷媒, 殺虫剤, 自動販売機, 調味料, 車, 電池, 消毒液, 消火器, 飲料, 融雪剤, スプレー缶, 作業用品	事務所等	—	—	—	—	—	—	—	—

a:ガス化する

b:エアロゾル化する

1:ボンベなどで運送される

2:輸送量が少量である

3:開放空間での人体への影響がない

受動的に機能を発揮する設備について

「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」において、有毒ガスが発生した際に、受動的に機能を発揮する設備については、スクリーニング評価上考慮してもよいとされる。

島根原子力発電所 2 号炉では、薬品タンクに設けられている堰については、受動的に機能を発揮する設備として、スクリーニング評価上考慮している。

評価にあたっては、漏えいした薬品が堰内にとどまるものとして、開口部面積を設定し蒸発率を算定している。

【ガイド記載】

(解説－5) 対象発生源特定のためのスクリーニング評価の際に考慮してもよい設備

有毒ガスが発生した際に、受動的に機能を発揮する設備については、考慮してもよいとする。例えば、防液堤は、防液堤が破損する可能性があったとしても、更地となるような壊れ方はせず、堰としての機能を発揮すると考えられる。また、防液堤内のフロートや電源、人的操作等を必要としない中和槽等の設備は、有毒ガスの抑制等の機能が恒常的に見込めると考えられる。このことから、対象発生源特定のためのスクリーニング評価（以下、単に「スクリーニング評価」）においても、これらの設備は評価上考慮してもよい。

1. 堰の容量

毒物及び劇物取締法において、屋内外タンクには漏えいした毒物又は劇物を安全に収容できる施設又は除害、回収等の施設を設け、貯蔵場所外へ流出等しないような措置を講ずることが要求されている。

流出時安全施設の保持容量は、第 1 表に示すとおりであり、原則タンク容量の 100% 相当とし、堰を共有するタンクについては、最大タンクの容量の 100% 以上の容量を有することとされる。

第 1 表 毒物及び劇物取締法における流出時安全施設の保持容量

法令等	流出時安全施設の保持容量
毒物及び劇物取締法（毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準）	原則としてタンク容量の 100% とし、2 ヶ以上のタンクが存在する場合には、最大タンクの容量の 100% 相当以上とし、止むを得ず 100% に満たない場合は、除外回収等の施設の処理能力を考慮することができる。

島根原子力発電所2号炉で特定した固定源において、流出時安全施設となる堰内の容量は、第2表に示すとおりであり、貯蔵量に対して十分な容量を有しており、全量漏えいした場合でも堰内にとどまる。

第2表 特定した固定源の堰容量等（評価結果）

設備名称	貯蔵量 (m ³)	堰容量 (m ³)	評価結果
排水中和用 塩酸タンク	0.3	0.825	薬品が堰内で漏えいしても、薬品タンクが保有している薬品を全量貯留できる容量を有する堰がある。

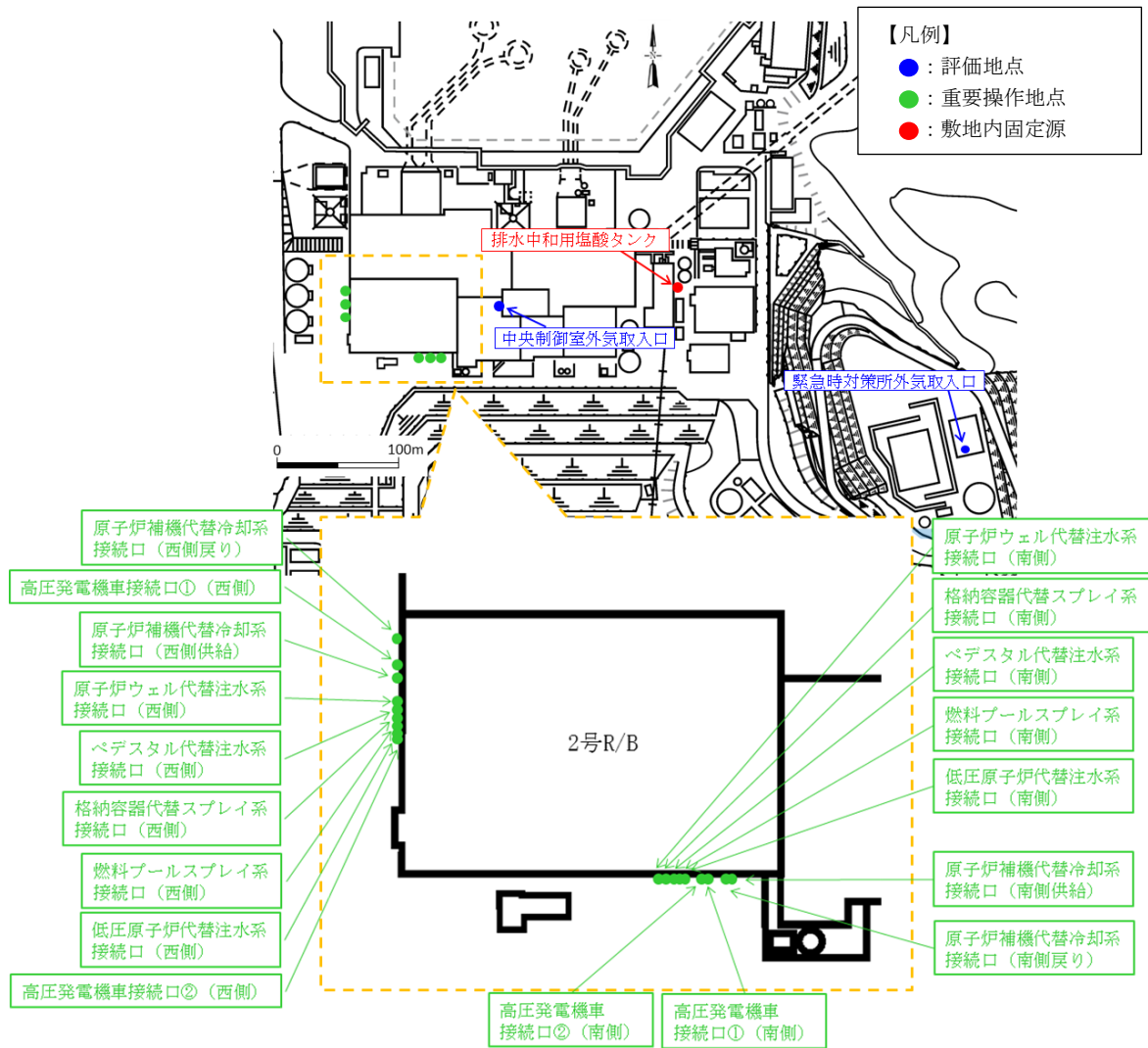
2. スクリーニング評価への反映

「1. 堰の容量」を踏まえ、蒸発率の算定に使用する堰面積については、一律堰開口部の全面積を評価条件として設定する。

3. 堰等の状況について

調査対象として特定した固定源の堰等の状況を第1図、第2図に示す。これら調査対象固定源からの漏えいが発生しても、堰の中に留まることを確認した。

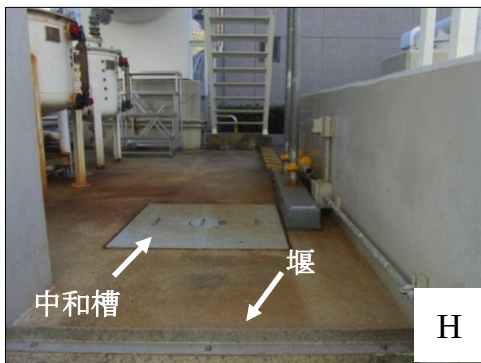
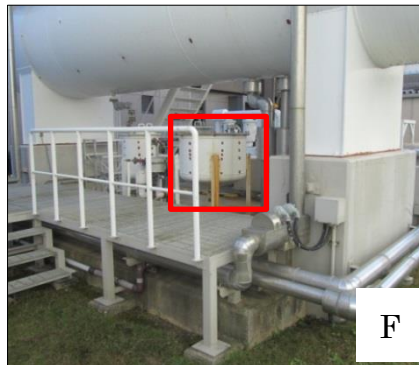
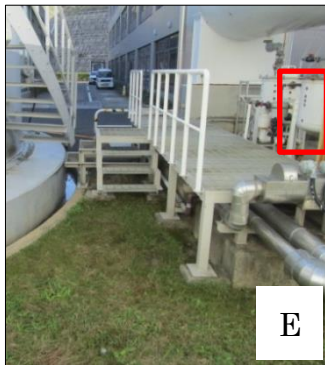
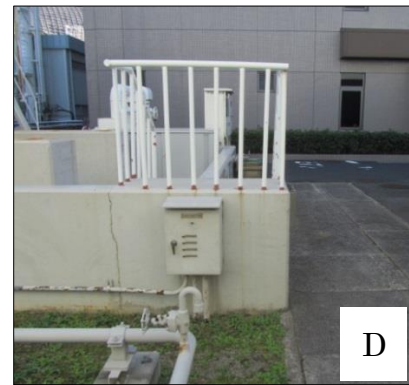
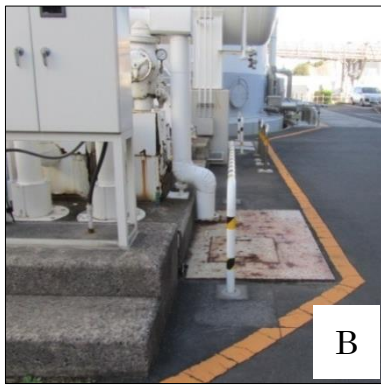
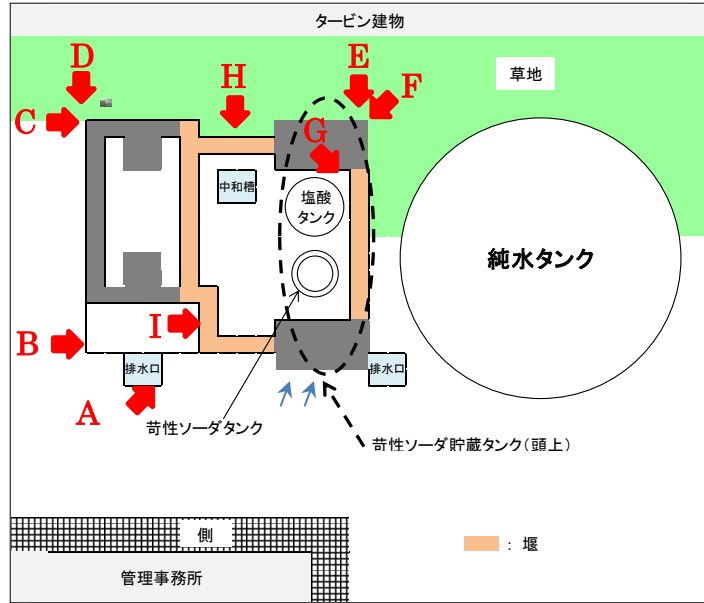
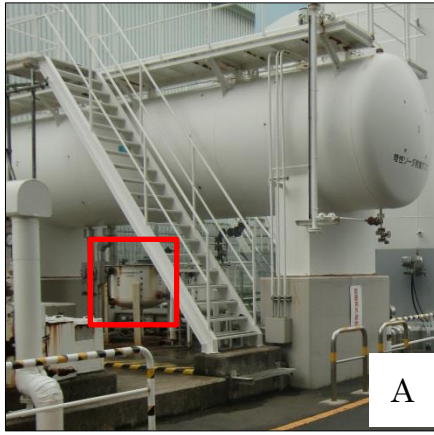
なお、これら堰は、仮に損壊して堰から漏えいしたとしても、周囲の側溝等に落ちるため、化学物質が広範囲に広がることはない。



第1図 調査対象とした敷地内固定源について

【屋外】

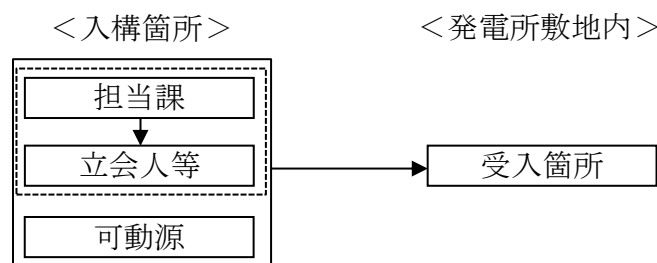
排水中和用塩酸貯槽
(全 景)



第2図 堰周りの状況 (排水中和用塩酸貯槽)

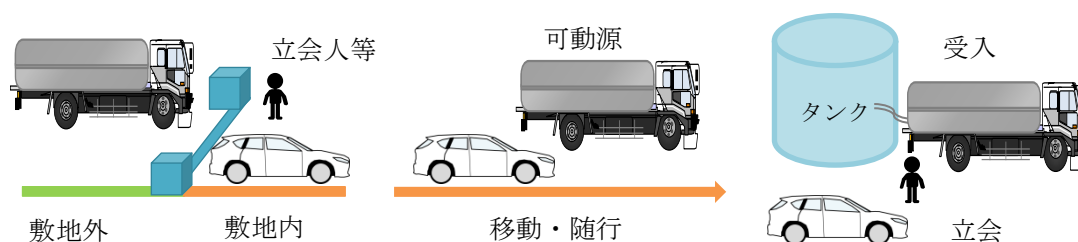
敷地内可動源に対する有毒ガスの発生の検出のための実施体制及び手順

1. 実施体制



2. 実施手順

- (1) 有毒化学物質を積載した薬品タンクローリー等（以下「可動源」という。）が発電所敷地内へ入構する際、担当課は立会人等を入構箇所へ待機させる。
- (2) 立会人等は、合流後に可動源を敷地内に入構させる。
- (3) 立会人等は、受入（納入）箇所まで可動源に随行し、受入（納入）完了まで立会する。立会人等は、薬品防護具を常備する。

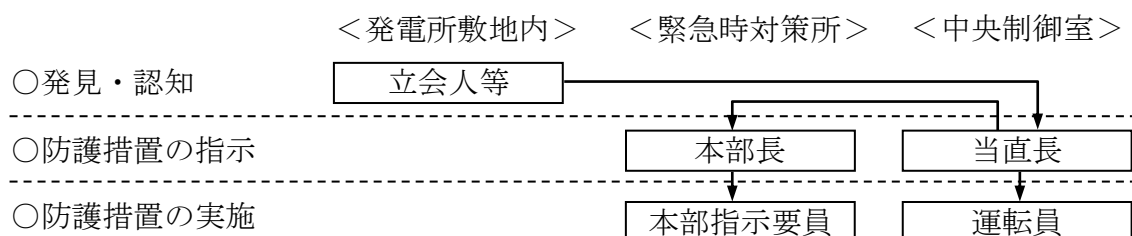


3. その他

- (1) 可動源の入構は、原則平日通常勤務時間帯とする。
- (2) 発電所で重大事故等が発生した場合は、既に入構している可動源は、立会人等随行の上速やかに敷地外に退避させ、また、新たな可動源を敷地内に入構させないこととする。
- (3) 立会人等については、化学物質の管理を行う者であって重大事故等対策に必要な要員以外の者が対応する。なお、化学物質の管理にあたっては、保安規定に基づく教育訓練を定期的に行うことにより、立会人等は化学物質の取り扱いに関して十分な力量を有する。

敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る実施体制及び手順

1. 実施体制

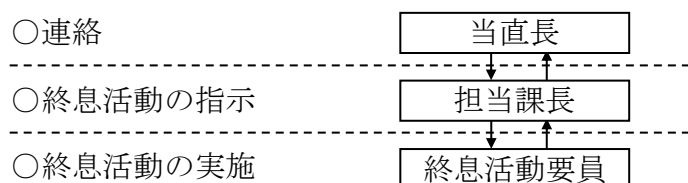


2. 実施手順

- (1) 立会人等は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合、通信連絡設備等により当直長に連絡する。
- (2) 当直長は、運転員に中央制御室換気設備の隔離及び全面マスクの着用を指示する。
- (3) 当直長は、緊急時対策所に緊急時対策本部が設置されている場合は、通信連絡設備等により本部長に有毒ガスの発生による異常を検知したことを連絡する。
- (4) 本部長は、緊急時対策本部要員（指示要員）に有毒ガスの発生による異常を検知したことを連絡し、緊急時対策所換気設備の隔離及び全面マスクの着用を指示する。
- (5) 運転員は、当直長の指示により、中央制御室換気設備を隔離するとともに、全面マスクを着用する。
- (6) 緊急時対策本部要員（指示要員）は、本部長の指示により、緊急時対策所換気設備を隔離するとともに、全面マスクを着用する。

敷地内可動源に対する有毒化学物質の処理等の措置に係る実施体制及び手順

1. 実施体制

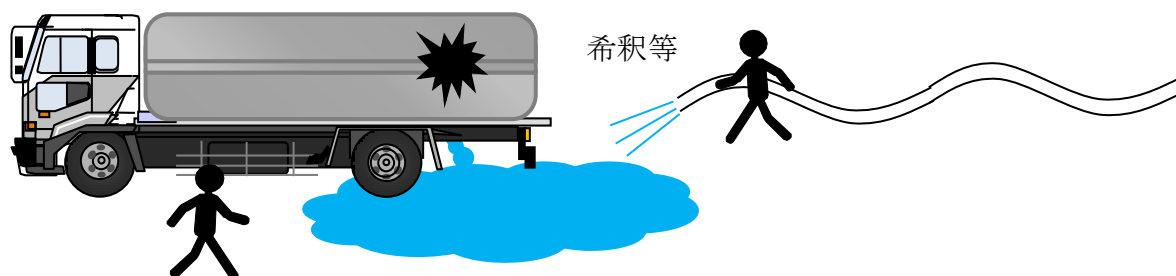


2. 実施手順

- (1) 敷地内可動源からの有毒ガスの発生による異常を検知したことの連絡を受けた当直長は、担当課長に有毒ガスの発生を終息させるための活動を依頼する。
- (2) 担当課長は、終息活動要員に全面マスクの着用を指示するとともに、有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置を実施するよう指示する。
- (3) 終息活動要員は、担当課長の指示により、全面マスクを着用するとともに、有毒ガスの発生を終息させるために速やかに希釈等の措置を実施する。
- (4) 担当課長は、終息活動に時間を要する場合、必要に応じ酸素呼吸器の着用を指示する。終息活動員は、担当課長の指示により、酸素呼吸器を着用する。
- (5) 終息活動要員は、有毒ガスの発生が終息したことを確認後、担当課長に終息活動完了を連絡する。
- (6) 担当課長は、有毒ガスの発生が終息したことを当直長に連絡する。
- (7) 当直長は、運転員に有毒ガスの発生が終息したことを連絡する。また、緊急時対策所に緊急時対策本部が設置されている場合は、本部長へ有毒ガスの発生が終息したことを連絡する。
- (8) 本部長は、緊急時対策本部要員（指示要員）に有毒ガスの発生が終息したことを連絡する。

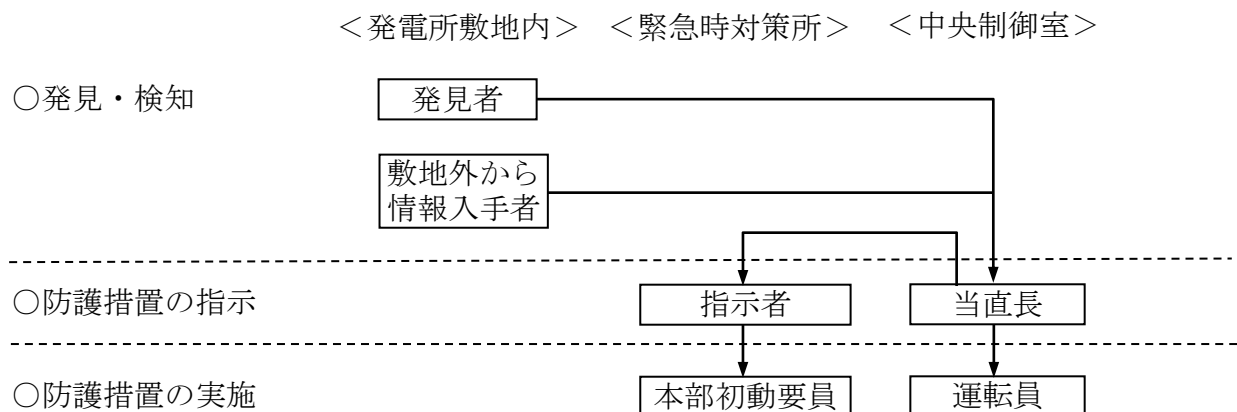
3. その他

- (1) 終息活動要員については、重大事故等対策に必要な要員以外の者が対応する。



予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施体制及び手順

1. 実施体制



2. 実施手順

- (1) 臭気等により異常を認知した場合、発見者は予期せぬ有毒ガスが発生したことを当直長へ連絡する。また、敷地外からの有毒ガス発生に関する情報を入手した場合、情報入手者は予期せぬ有毒ガス発生を当直長へ連絡する。
- (2) 当直長は、臭気等により異常を検知した場合、又は予期せぬ有毒ガス発生の連絡を受けた場合、運転員に酸素呼吸器の着用を指示する。
- (3) 当直長は、緊急時対策所に緊急時対策本部が設置されている場合は、緊急時対策所の指示者に予期せぬ有毒ガスが発生したことを通信連絡設備等により連絡する。
- (4) 緊急時対策所の指示者は、臭気等により異常を検知した場合、又は予期せぬ有毒ガス発生の連絡を受けた場合、緊急時対策所の本部要員（初動要員）に酸素呼吸器の着用を指示する。
- (5) 運転員は、当直長の指示により、定められた着用手順に従い酸素呼吸器を着用する。
- (6) 緊急時対策所の本部要員（初動要員）は、緊急時対策所の指示者の指示により、定められた手順に従い酸素呼吸器を着用する。

3. 酸素呼吸器の必要配備数量について

3.1 防護対象者の人数

中央制御室及び緊急時対策所における必要要員数から、防護対象者となる人数を設定した。

	中央制御室 (運転員)	緊急時対策本部要員 (初動要員)
人数	9人	5人

3.2 酸素ポンプ等の配備数量

酸素呼吸器の仕様から、1人当たり必要数量を算定し、全要員に対する配備数量を設定した。

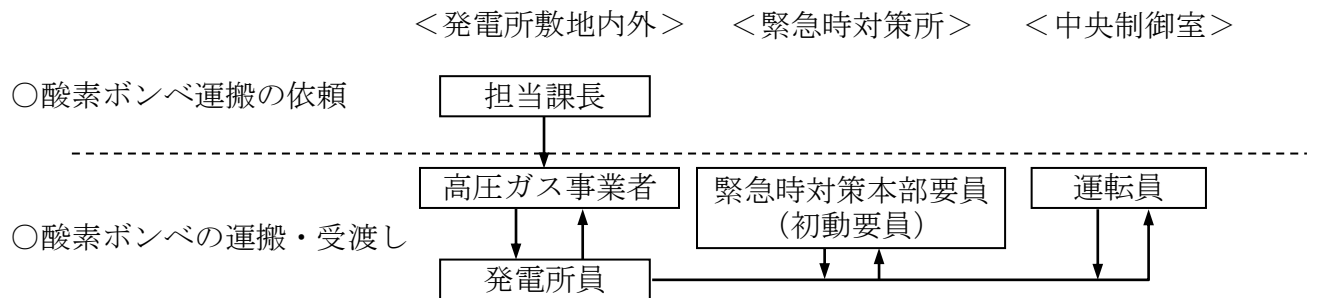
	中央制御室 (運転員)	緊急時対策本部要員 (初動要員)
種類	酸素ポンプ	
仕様	公称使用時間：360分/本	
酸素ポンプ必要数量 (1人当たり)	①呼吸器1本の利用可能時間 360分/本 ②6時間使用の必要酸素ポンプ数 $6時間 \times 60分 \div 360分/本 = 1本/人$	
酸素ポンプ必要数量 (全要員)	$9人 \times 1本/人$ $= 9本$	$5人 \times 1本/人$ $= 5本$

予期せず発生する有毒ガス防護に係るバックアップの供給体制について

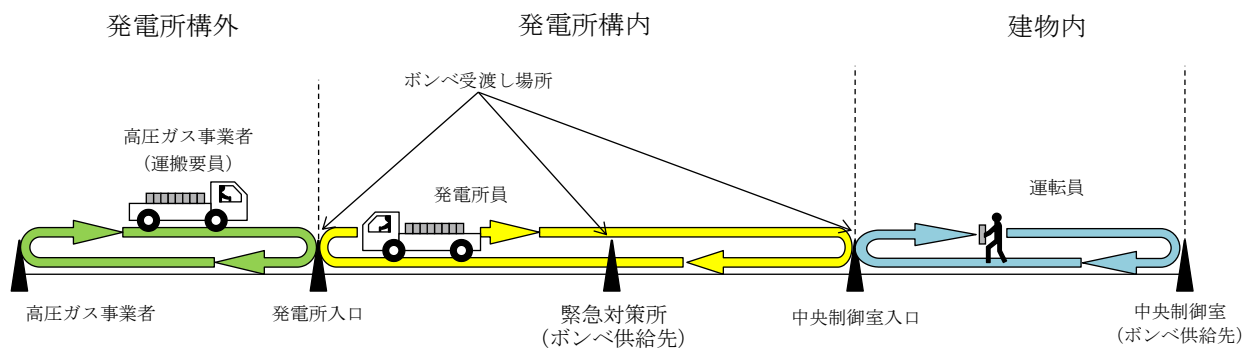
1. バックアップの供給体制

予期せず発生する有毒ガスに対し、予備ポンベの数量を確保し、バックアップ用ポンベとして配備する。さらに、継続的な対応が可能となるよう、敷地外からの酸素ポンベの供給体制を第1図のとおり整備する。バックアップの供給イメージを第2図に示す。

予期せず発生した有毒ガスに係る対応が発生した場合、担当課長は、高圧ガス事業者に酸素ポンベの運搬を依頼する。連絡を受けた高圧ガス事業者は、酸素ポンベを運搬し、発電所入口等にて発電所員との受渡しを行う。発電所員は発電所敷地内を運搬する。



第1図 バックアップの供給体制



第2図 バックアップの供給イメージ

2. 予備ポンベ

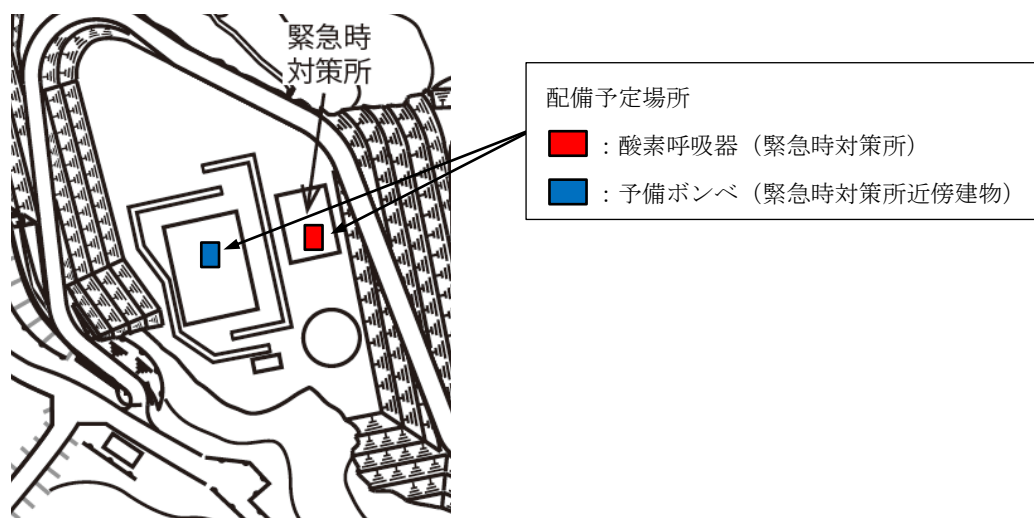
発電所に保管する予備ポンベの数量は、高圧ガス事業者に連絡後、発電所に到着するまでの必要時間を考慮して設定している。

安来市の高圧ガス事業所から供給する場合、約1日分のポンベを発電所内に配備し、約12時間おきに高圧ガス事業者から充填された酸素ポンベを受け取ることで対応が可能である。

予備ポンベについては、中央制御室及び緊急時対策所近傍において、転倒防止対策を施したうえで配備する。配備予定場所を第3図、第4図に示す。



第3図 酸素呼吸器予備ポンベ配備予定場所（中央制御室）



第4図 酸素呼吸器予備ポンベ配備予定場所（緊急時対策所）

発電所構内の要員への影響について

1. 固定源からの漏えいに対する検知

現状設置されている固定源の塩酸は、その臭い(刺激臭)のしきい値が 1-5ppm¹⁾であり、防護判断基準値(50ppm)と比較して十分に低い濃度の段階でパトローラーを含む所員は塩酸の漏えいを認知し、退避することができる。また、漏えいの発見者は直ちに当直長へ連絡し、連絡を受けた当直長はページングにより所内周知することで、所員への影響を防ぐことができる。

2. 重大事故等時に使用するアクセスルートへの影響

万が一対象薬品が漏えいした際の重大事故等時に使用するアクセスルートへの影響について、以下のとおり影響がないことを確認した。

仮に、重大事故等時に化学物質の漏えいが発生した場合においても、アクセスルートは短時間で通過することができる。塩酸の防護判断基準値の根拠である IDLH 値は、「人間が 30 分間ばく露された場合、その物質が生命及び健康に対して危険な影響を即時に与える、又は避難能力を妨げるばく露レベルの濃度限度値」であることから、短時間通過する者への影響はない。

また、重大事故等時に使用するアクセスルートでの化学物質の漏えいに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保している。さらに、作業現場に向かう際に薬品防護具を携帯することとしており、薬品漏えいが発生していると考えられる場合には、薬品タンクの損壊及び漏えいの状況に応じて薬品防護具を着用し、対応操作現場に向かうこととしていることから、影響はない。

3. 薬品防護具について

(1) 配備箇所、配備予定数量

緊急時対策所：40セット

中央制御室：10セット

(2) セット品(薬品防護具)

○汚染防護服 ○全面マスク ○チャコールフィルタ

○化学防護手袋 ○化学防護長靴 等

〈参考文献〉

- 1) 危険物ハンドブック(ギュンター・ホンメル編, 1991)

有毒ガス発生時に活動を行う要員について

保安規定条文内にて定めている有毒ガス発生時において活動を行う要員について、以下の表1にまとめ、また、防護対象者の定義と教育訓練の対象者について図1にまとめる。

表1 有毒ガス発生時において活動を行う要員

保安規定条文	番号	内容	対象となる要員	要員定義の考え方
第17条の5	-	課長(技術)は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合(以下「有毒ガス発生時」という。)における重大事故発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な運転員、緊急時対策要員および自衛消防隊(以下「重大事故等に対処する要員」という。)の防護のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。	重大事故等に対処する要員	以下の項目に係るすべての要員のため、重大事故等に対処する要員とする。
	(1)	有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること	重大事故等に対処する要員	・要員の配置について 防護のための活動はすべての要員に係るため、重大事故等に対処する要員とする。
	(2)	有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練の実施に関すること	重大事故等に対処する要員	・教育訓練の実施について (1)で定めた要員に対する教育を実施するため、重大事故等に対処する要員とする。
	(3)	有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること	重大事故等に対処する要員	・資機材の配備 可動源に対して配備する防護具(全面マスク等)は、運転員および重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員用に加え、立会人、終息活動要員用にも配備する。 予期せぬ有毒ガス対応として配備する防護具(酸素呼吸器)は、運転員および緊急時対策要員のうち初動対応において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員用に配備する。 これら防護のための活動はすべての要員に係るため、重大事故等に対処する要員としている。
第17条の7	2	各課長は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を実施する。	重大事故等に対処する要員	・有毒ガス発生時の防護のための活動 第1項の項目に係るすべての要員のため、重大事故等に対処する要員とする。
	4	発生する有毒ガスからの重大事故等に対処する要員の防護に関すること	重大事故等に対処する要員	・要員の防護について 第17条の5の第2項と同じ。
添付2	7 有毒ガス	課長(技術)は、有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7.1項から7.4項を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。	重大事故等に対処する要員	以下の項目に係るすべての要員のため、重大事故等に対処する要員とする。
	7.2 教育訓練の実施	課長(放射線管理)は、全所員に対して、有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動に係る教育訓練を実施する。	重大事故等に対処する要員	・教育訓練の実施第17条の5の第1項(2)と同じ。 なお、教育訓練の対象者は、重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行う要員(全所員)を対象とする。
	7.2 教育訓練の実施	課長(放射線管理)は、運転員、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員、発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「可動源」という。)に随行・立会する者(以下「立会人」という。)および有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置(以下「終息活動」という。)を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護員の着用のための教育訓練を実施する。	運転員、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員、立会人および終息活動を行う要員	・教育訓練の実施 防護具(全面マスク等)の着用を行う運転員、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員、立会人および終息活動を行う要員としている。
	7.3 資機材の配備	各課長は、有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行うために必要な資機材を配備する。	重大事故等に対処する要員	・資機材の配備 第17条の5の第1項(3)と同じ。
	7.4 手順書の整備	課長(放射線管理)は、有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。	重大事故等に対処する要員	・手順書の整備 第17条の5の第2項と同じ。

保安規定条文	番号	内容	対象となる要員	要員定義の考え方
添付2	7.4 手順書の整備	(1) ア (ア)	重大事故等に対処する要員	・有毒ガス発生時の防護のための活動 第17条の5の第2項と同じ。
	1.3	(1) ク	重大事故等に対処する要員	・手順書の整備 第17条の5の第2項と同じ。
添付3	1.3	(1) ケ	運転員および重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員	・手順書の整備 可動源に対する防護対象となる運転員および重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員としている。
	1.3	(1) コ	運転員および緊急時対策要員のうち初動対応において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員	・手順書の整備 予期せぬ有毒ガスの発生において防護具の着用を行う運転員および緊急時対策要員のうち初動対応において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員としている。
	1.3	(1) サ	当直長	・手順書の整備 中央制御室で連絡を受け、周知する要員を当直長としている。

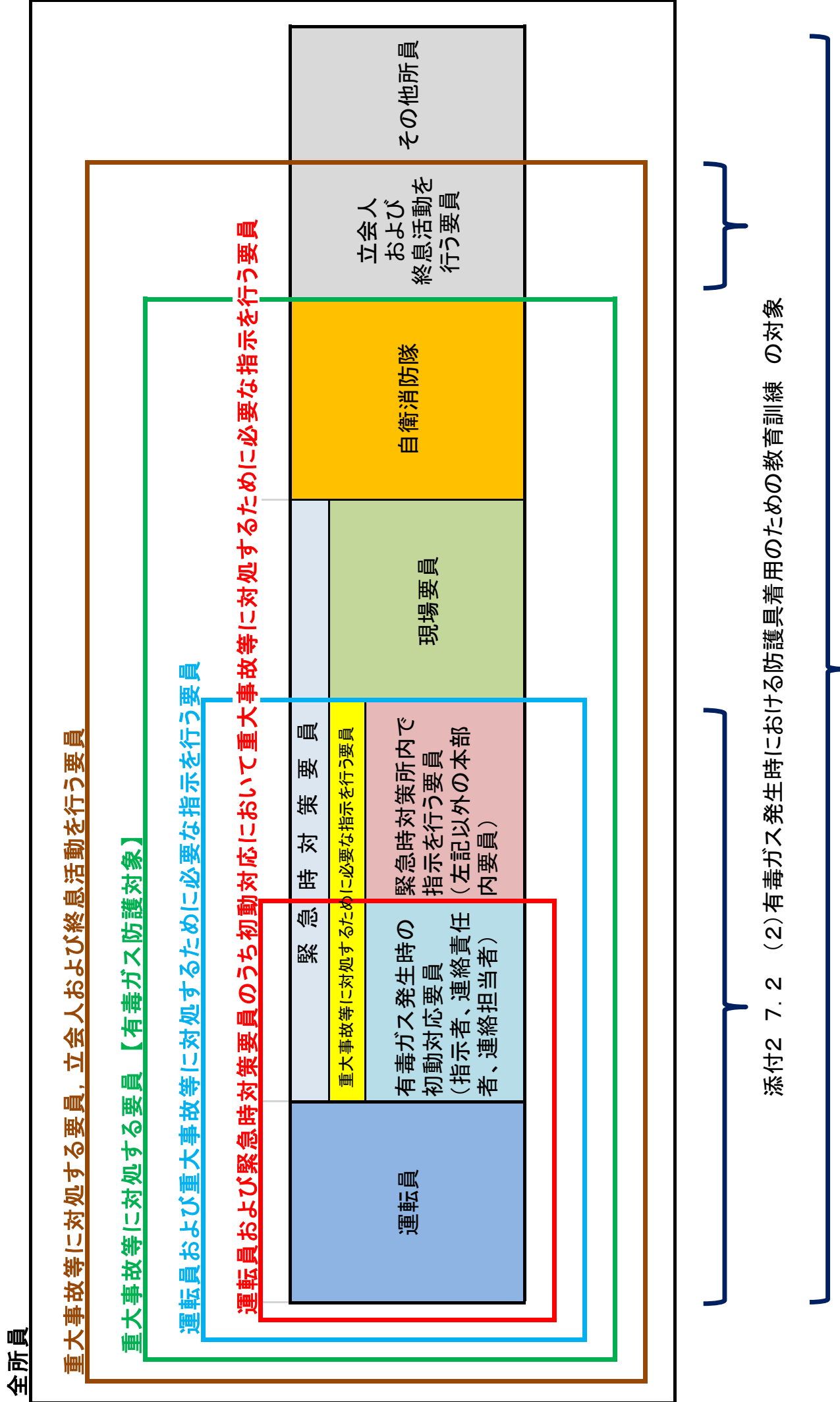


図1 防護対象者の定義と教育訓練の対象者

有毒ガス発生時の防護対象者である「重大事故等に対処する要員」について、以下のとおり補足する。

- ・有毒ガス影響評価ガイドにおいて、有毒ガス防護対象者として、「運転員」、「重大事故等に対処する要員」および「重大事故等に対処上特に重要な操作を行う要員」があり、これら全てを総称して「運転・対処要員」と定義されている。この中で、「重大事故等に対処する要員」については、設置許可基準規則第六十一条第2項を参照することとされている。
- ・島根原子力発電所においては、有毒ガス影響評価ガイドの解釈として、「重大事故等に対処するために必要な要員」は、設置許可基準規則第六十一条第2項の緊急時対策所に収容する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」全てが対象と考え、その対象には「緊急時対策要員（重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員＋現場要員（有毒ガス影響評価ガイドにおける重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員を含む）」に加えて、「自衛消防隊」が含まれる。

以上から、島根原子力発電所における有毒ガス防護対象者は、「運転員」および「緊急時対策所に収納する全ての要員（緊急時対策要員（重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員＋現場要員（有毒ガス影響評価ガイドにおける重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員を含む））＋自衛消防隊）」とし、また、この要員すべてを示す用語として「設置変更許可申請書および保安規定条文中で「重大事故等に対処する要員」と定義しているため、有毒ガス防護に係る条文中においても「重大事故等に対処する要員」という表現を用いている。

（有毒ガス防護に係る影響評価ガイド（令和4年7月19日改正）抜粋）

1. 2 適用範囲

本評価ガイドは、実用発電用原子炉施設の表1に示す有毒ガス防護対象者の有毒ガス防護に関する適用する。

また、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設並びに再処理施設については、本評価ガイドを参考にし、施設の特性に応じて判断する。

なお、火災・爆発による原子炉制御室等の影響評価は、原子力規制委員会が別に定める「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」^{※1}及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」^{※2}による。

表1 有毒ガス防護対象者

場所	有毒ガス防護対象者	本評価ガイドでの略称
原子炉制御室 緊急時制御室	運転員	運転・指示要員
		運転・対処要員
緊急時対策所	指示要員 ³ のうち初動対応を行う者（解説-1）	運転・初動要員
	重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 ⁴ のうち初動対応を行う者（解説-1）	
重要操作地点	重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員	重大事故等に対処するために必要な要員 ⁵
	重大事故等に対処するために必要な操作を行う要員 ⁶	

（解説-1）初動対応を行う者

設計基準事故等の発生初期に、緊急時対策所において、緊急時組織の指揮、通報連絡及び要員召集を行う者であり、指揮、通報連絡及び要員召集のため、夜間及び休日も敷地内に常駐す

¹ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）
² 設置許可基準規則には、「発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、（中略）当該措置をとるための操作を行うことができるよう、（中略）適切に防護するための設備を設けなければならない。」とされている。有毒ガスの発生においては、原子炉制御室の運転員が、敷地内外で有毒ガスが発生した場合でも必要な操作を行えることを求めている。
³ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の技術基準に関する規則の解釈（原研技発第13006193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）第34条1参照）
⁴ 設置許可基準規則第61条第1項第1号参照。
⁵ 設置許可基準規則第61条第2項参照。
⁶ 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（原研技発第13006197号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））参照。

設置許可基準規則の解釈第61条第2項（令和5年2月22日改正）（抜粋）

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（緊急時対策所）	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。 一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができよう、適切な措置を講じたものであること。 二 重大事故等に対処するために必要な指示ができれば、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。 三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要がある場合と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。	第六十一条 第一項及び第二項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。 a) 基準地震動による地震力に対して緊急時対策所の機能を喪失しないようにすることにも、基準地震動の影響を受けないこと。 b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。 c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性及び多様性を有すること。 d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な避難設計及び換気設計を行うこと。 e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。 ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② プルーフ通過時等に特別な防護措置を講ずる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内のマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。
第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。 一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができよう、適切な措置を講じたものであること。 二 重大事故等に対処するために必要な指示ができれば、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。 三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要がある場合と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。	第六十一条 第二項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第一項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。
第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。 一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができよう、適切な措置を講じたものであること。 二 重大事故等に対処するために必要な指示ができれば、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。 三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要がある場合と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。	第六十一条 第二項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第一項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。

防液堤の施設管理について

設置変更許可申請において、「有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤については、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。」旨の記載を受け、保安規定は次のとおり記載している。

保安規定記載
添付2 7. 4手順書の整備 ウ. 施設管理, 点検 <u>各課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき^{※1}適切に^{※2}施設管理, 点検を実施するとともに、必要に応じ^{※3}補修を行う。</u>

- ※1 「施設管理計画に基づき」とは、保安規定第106条（施設管理計画）のプロセス（保全対象範囲の策定、施設管理の重要度の設定、保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視、保全計画の策定、保全の実施、保全の結果の確認・評価、不適合管理、是正処置および未然防止処置、保全の有効性評価、施設管理の有効性評価、構成管理、情報共有）に基づき、設備保全等を行っていくことを指す。
- なお、防液堤は、第106条における「4. 保全対象範囲の策定」において、「(3)原子炉設置（変更）許可申請書および設計及び工事計画（変更）認可申請書で保管または設置要求があり、許可または認可を得た設備」に該当する。
- ※2 このプロセスは、PDCAを回し、継続的に改善しながら行うものであり、これを「適切に」行うことを意図し、保安規定上も「適切に」を明示している。この記載は、新規制基準対応における添付2の他項目も同様の記載を行っている。
- ※3 「必要に応じ」とは、有毒ガス影響の軽減に期待する機能を維持するために必要な補修を行う意図であり、添付2他項目の記載を参考に、「有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため～」の目的を明記した。